

食品安全情報（化学物質） No. 19/ 2026 (2026. 09. 16)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【FAO】 CODEX アップグレードされたコーデックスのウェブサイトへようこそ！

コーデックスの新ウェブサイトが、国連の6つの公用語すべてで公開された。新しい機能や更新された機能に加え、アクセスがより安全かつ高速になった。新ウェブサイトの構造は概ね従来と同じであり、会合・コーデックス文書・部会に関する主要な情報や、データベース、コーデックスに関する背景情報などが、これまでと同様に利用できる。

【FDA】 ガイダンス ヒト用食品中の動物用医薬品残留物の安全性を評価する試験

事業者向け最終ガイダンスである「ヒト用食品中の動物用医薬品残留物の安全性を評価する試験：生殖毒性試験（改訂版1）」（CVM GFI #115 (VICH GL22(R))）及び「遺伝毒性試験（改訂版2）」（CVM GFI #116 (VICH GL23 (R2))）が公表された。これらのガイダンスは、動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議（VICH）によって作成され、動物性医薬品残留物の生殖毒性試験及び遺伝毒性試験の国際的な調和を確保することを目的とする。これらのガイダンスは、関連規制当局によるヒト用食品中の動物用医薬品残留物の許容一日摂取量（ADI）の決定に必要な安全性データの相互受け入れを促進するために作成された一連のVICHガイダンスの一つであり、VICH GL22(R)及びVICH GL23(R2)ガイドラインに記載されたVICHの推奨事項を反映している。

【USDA】 全国残留物検査プログラムにおける化学物質の分析方法の拡充・導入

FSISは、新たに承認又は認可された新世界ラセンウジバエ治療に関連する分析対象物質をモニタリングするため、全国残留物検査プログラム（NRP）の下で採用されている多成分分析法を拡大する。この拡大は、牛の筋肉及び腎臓に適用される分析法であるCLG-MEGA1及びCLG-MRM3の対象物質へのフルラネル及びプロボクスルの追加に基づくものである。CLG-MEGA1は、羊、山羊、及び豚の筋肉を、CLG-MRM3は羊、山羊、及び豚の筋肉と腎臓を、それぞれ適用範囲に含めるよう拡大される。

加えて、2026年9月30日以降の検体に対しては、既存の分析法であるCLG-PST5に代わり、CLG-PSTG1を導入する。CLG-PSTG1の対象農薬には、FDAの条件付き承認及び緊急使用許可リストに掲載されているシペルメトリンが含まれており、シペルメトリンが新世界ラセンウジバエの治療に使用された際に、FSISが対応できるようになる。

【EPA】 EPA、動物実験のさらなる削減と化学物質審査の科学的水準の引き上げに向けた2つの主要な科学的進歩を発表

EPAは、新規化学物質及び農薬の安全性審査を近代化し、動物実験への依存の低減を目的とした、2つの主要な科学的進歩を発表した。1つ目は、界面活性剤の評価の近代化であり、3Dヒト気道組織を用いて、界面活性剤が肺に与える刺激をより正確に予測できるよう、科学的枠組みを更新した。2つ目は、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）の混合物計算式の採用であり、混合物の既知の成分に基づいてリスクを正確に評価することが可能となる。これらの新しい手法により、特定の化学物質や農薬の吸入及び経口ばく露により起こりうるリスクについて、より迅速でヒトとの関連性が高い評価を実施できるようになる。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【FAO】](#)

1. Codex
2. FAO、動物用医薬品残留物リスク評価のための JECFA ツールボックスの更新版を公開

[【EC】](#)

1. バイオテクノロジー：欧州委員会は、新しいゲノム技術（NGT）規則の適用を支援するための委任法令及び実施法令に関するエビデンスを募集
2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. 食品添加物関連
2. 新規食品関連
3. 農薬関連

[【FSA】](#)

1. 細胞培養製品の分析手法のレビュー
2. 2026 年 9 月の FSA 理事会のペーパーが公表される
3. 北アイルランドの野生の魚類及び甲殻類の化学汚染物質調査 2024-25 年
4. 北アイルランドの野生の魚類、甲殻類及び軟体動物の化学汚染物質調査 2025-26 年
5. イングランド及びウェールズの野生の魚類、甲殻類及び頭足類の化学汚染物質調査 2025-26 年

[【FSS】](#)

1. 年間食品サンプリングプログラム（2024-2025）報告
2. スコットランドの食品消費者追跡調査（第 22 回）

[【HSE】](#)

1. 食品中の残留農薬：2026 年第 1 四半期のモニタリング結果

[【COT】](#)

1. COT 会合：2026 年 9 月 8 日

[【BVL】](#)

1. リチウムは医師の監督下でのみ摂取しなければならないーリチウムを含むフードサプリメントは禁止されている

[【BfR】](#)

1. 畜産における抗生物質の使用：使用量はわずかに減少
2. 食品中のカビ毒は、加熱調理や焼成（ベーキング）の過程では分解されない
3. ヘンプフラワー、ヘンプオイルケーキ、ヘンプ茶、ヘンプシードペースト中のカンナビノイドの定量
4. 食品中のグリセロール：健康影響に基づく指標値は、スラッシュアイスだけでなく、固形食品にも適用される

[【ANSES】](#)

1. PNR EST：2025 年度の環境・労働衛生に関する 36 件の研究プロジェクトが選定された

[【Ruokavirasto】](#)

1. 植物由来の乳及び肉の代替品は概ね安全だが、リスクが全くないわけではない

[【FDA】](#)

1. FDA が牛における新世界ラセンウジバエのジェネリック医薬品の緊急使用許可を発行
2. ガイダンス
3. 公示
4. リコール情報

[【EPA】](#)

1. EPA、グリホサートがヒトの健康に及ぼす影響に関する公開文献調査報告書を公表し、一般からの意見を募集

2. EPA、動物実験のさらなる削減と化学物質審査の科学的水準の引き上げに向けた 2 つの主要な科学的進歩を発表
3. EPA、飲料水に含まれる可能性のある汚染物質に関する国の理解を深めるため、最先端の科学研究を開始

【[USDA](#)】

1. 全国残留物検査プログラムにおける化学物質の分析方法の拡充・導入

【[CFIA](#)】

1. 選択した食品中のダイオキシン類及びダイオキシン様化合物 – 2021 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

【[FSANZ](#)】

1. 栄養パネル計算ツールの更新
2. FSANZ 理事会：食品規制に専門知識を活かす
3. 食品基準通知

【[香港政府ニュース](#)】

1. プレスリリース
2. 違反情報
3. リコール情報

【[MFDS](#)】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果
2. 食薬処、2027 年の健康機能食品の機能性原料の再評価対象 10 種を選定
3. 食薬処-プラットフォーム協会、食品・医薬品のオンライン安全管理に向けた業務協定を締結
4. 中国産ホルムアルデヒド使用白菜、韓国への輸出は確認されなかった
5. 国内流通中の中国産茎レタスの食用色素の緊急検査結果 8 件すべて不検出

【[SFA](#)】

1. 食品安全の未来：新たな評価手法と次世代のリスク評価の台頭

【[HSA](#)】

1. 食品警告

【[その他](#)】

- ・ 食品安全関係情報（食品安全委員会）から

● 国連食糧農業機関（FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations）

<https://www.fao.org/home/en>

1. Codex

- アップグレードされたコーデックスのウェブサイトへようこそ！

Welcome to the upgraded Codex Alimentarius website!

Aug 28, 2026

<https://codex.fao.org/news/news-detail/2026/08/28/welcome-to-the-upgraded-codex-alimentarius-website>

コーデックスのウェブサイトがアップグレードされ、国連の 6 つの公用語すべてで公開された。新しい機能や更新された機能に加え、アクセスがより安全かつ高速になった。時代

遅れで信頼性が低下し、セキュリティ上の脆弱性も生じていた従来のプラットフォームに代わり、新ウェブサイトは **Sitefinity** と呼ばれる新しいコンテンツ管理システムに移行された。新ウェブサイトの構造は概ね従来と同じであり、会合・コーデックス文書・部会に関する主要な情報や、データベース、コーデックスに関する背景情報などが、これまでと同様に利用できるようになっている。

コーデックスの **Sarah Cahill** 事務局長は、「ウェブサイト更新はコーデックスのデジタルトランスフォーメーションにおける重要な節目である。多大な労力を注いだが見逃してしまったバグや不具合が存在する可能性があるため、ユーザーの皆さんには、期待通りに機能していない点や、今後数ヶ月間のサイトの精緻化やコンテンツ追加において対処するべき点について報告していただきたい」と述べた。

* 新しいコーデックスウェブサイト : <https://codex.fao.org/home>

2. FAO、動物用医薬品残留物リスク評価のための JECFA ツールボックスの更新版を公開 FAO releases updated JECFA Toolbox for Veterinary Drug Residues Risk Assessment 02/09/2026

<https://www.fao.org/food-safety/news/detail/fao-releases-updated-jecfa-toolbox-for-veterinary-drug-residues-risk-assessment/en>

国連食糧農業機関（FAO）は、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）が食品に含まれる動物用医薬品残留物の安全性を評価するために用いる科学的プロセスを解説するインタラクティブなオンラインリソースである「動物用医薬品残留物リスク評価のための JECFA ツールボックス」の更新版を公開した。更新版では、ツールボックスの内容及び関連するウェブサイトの内容に関する、技術的・科学的な正確性、明瞭性、一貫性、及び利便性を高めるための目的を絞った更新が行われている。これらの更新により、本ツールボックスは、動物用医薬品残留物リスク評価に関する、最新で信頼性が高く、利用しやすいガイダンスを引き続き提供できるようになる。

JECFA のリスク評価プロセスの主な目的は、入手可能な科学的根拠を徹底的に分析することにより、動物用医薬品の残留物が健康に及ぼす可能性のある影響を評価し、食事性ばく露量を推定することである。このプロセスの重要な成果は、食品に含まれる動物用医薬品の最大残留基準値（MRL）の設定である。MRL には、主に以下の 2 つの目的がある。

- 動物由来の食品や製品に含まれる動物用医薬品残留物に関連するリスクからヒトの健康を保護すること
- 国際的に認められた動物用医薬品の残留基準値によって、動物由来食品の貿易を促進すること

JECFA が推奨する MRL は、その後、コーデックス食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) によって検討され、対応するリスク管理措置が策定される。

本ツールボックスは、動物用医薬品の承認や食品品質規格を担当する国及び地域の所管

当局、製薬業界、畜産農家、獣医師会など、動物用医薬品残留物のリスク評価に関心を持つ幅広い利害関係者を対象として作成されている。

＊動物用医薬品残留物リスク評価のための JECFA ツールボックス

<https://www.fao.org/jefca-toolbox-veterinary-drugs-assessment>

＊関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 4/ 2025（2025. 02. 19）

【FAO】発表イベント：動物用医薬品残留物リスク評価のための JECFA ツールボックス

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202504c.pdf>

＊国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部第 1 室 HP

日本語版 JECFA ツールボックス(動物用医薬品残留物のリスク評価用)

<https://www.nihs.go.jp/dsi/section1.html>

● 欧州委員会（EC：Food Safety: from the Farm to the Fork）

https://ec.europa.eu/food/safety_en

1. バイオテクノロジー：欧州委員会は、新しいゲノム技術（NGT）規則の適用を支援するための委任法令及び実施法令に関するエビデンスを募集

Biotechnologies: Commission publishes a call for evidence on the delegated and implementing acts to support the application of the New Genomic Techniques (NGT) Regulation

31 August 2026

https://food.ec.europa.eu/food-safety-news/biotechnologies-commission-publishes-call-evidence-delegated-and-implementing-acts-support-2026-08-31_en

欧州委員会は、特定の新しいゲノム技術（NGT）を用いて得られた植物及びその製品に関する規則（EU）2026/1388 の適用を支援する委任法令及び実施法令の準備として、エビデンス募集を発表した。これらの法令は、NGT 植物、及び NGT 植物を含む／NGT 植物から成る／NGT 植物から製造された食品及び飼料の検証、意図的な放出に関する届出、ならびに市場投入の申請に関する手続き及び情報提供の要件を定めるものである。

一般市民及び利害関係者は、2026 年 9 月 28 日までに、意見や関連情報を提供するように求められている。

＊エビデンス募集ウェブサイト

Plants obtained by new genomic techniques: information requirements and verification of category 1 status（NGT 植物であることを証明するための情報の要件、

及びカテゴリー1 の NGT 植物の検証手続きに関する委任規則)

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/18805-Plants-obtained-by-new-genomic-techniques-information-requirements-and-verification-of-category-1-status_en

Plants obtained by new genomic techniques: applications for category 2 plants and their products (カテゴリー2 の NGT 植物／製品の環境放出届出・市場投入申請に関する実施規則)

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/18806-Plants-obtained-by-new-genomic-techniques-applications-for-category-2-plants-and-their-products_en

＊NGT 規則関連情報 ウェブページ

EU legislation on new genomic techniques for plants

https://food.ec.europa.eu/plants/new-genomic-techniques/legislation-plants_en

＊関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 16/ 2026（2026. 08. 05）

【EC】バイオテクノロジー：欧州委員会が、新しいゲノム技術を用いて得られた植物に関する実施戦略を公表

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202616c.pdf>

2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

RASFF - food and feed safety alerts

https://food.ec.europa.eu/safety/rasff-food-and-feed-safety-alerts_en

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

0828/2026～0910/2026 の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

＊基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

＊RASFF へ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知（Alert Notifications）

スロバキア産乳児用ポリッジのアフラトキシン B1、フランス産乾燥イチジクのオクラトキシン A、フランス産貝類の下痢性貝毒（DSP）オカダ酸、チェコ共和国産小麦のデオキシニバレノール、トルコ産ダイスカットドライトマトの未承認物質塩素酸塩、イラン産レーズンのオクラトキシン A、オランダ産サバのヒスタミン、イタリア産乳児用有機果実ピューレのアフラトキシン B1、ポルトガル産メカジキの水銀、フランス産ヒマワリ油のベンゾ[a]ピレン及び多環芳香族炭化水素、ベルギー産サボイキャベツのプロチオコナゾール、オランダ産

ゼリー菓子の未承認物質テトラヒドロカンナビノール（THC）、チェコ共和国経由ベトナム産茶のアセタミプリド・ジノテフラン・イミダクロプリド及びラムダシハロトリン、ギリシャ産ブドウのアセタミプリド、ブルガリア産菓子類の未承認物質クロルピリホス、米国産フードサプリメントの未承認物質塩素酸塩、など

注意喚起情報（information for attention）

フィリピン産ハチミツ漬けバナナチップスのミネラルオイル芳香族炭化水素類(MOAH)、トーゴ産アマランサスのアセタミプリド、ボリビア産ナッツのアフラトキシン B1、アルゼンチン産ピーナッツのアフラトキシン類（複数あり）、英国産ヨーロッパアカザエビの亜硫酸塩高含有、米国産ピーナッツのアフラトキシン類（複数あり）、ポーランド産鶏肉のドキシサイクリン、英国産ヨーロッパウミザリガニの水銀、ドイツ経由ベトナム産ドラゴンフルーツのシペルメトリン・ジチオカルバメート・フルキサピロキサド・ピラクロストロビン及び未承認物質のアセフェート及びクロルピリホス、アルゼンチン産殻なしピーナッツのアフラトキシン B1（複数あり）、インド産フェネルパウダーのアセタミプリド・プロピコナゾール及び未承認物質のクロルピリホス・イプロベンホス及びプロフェノホス、トルコ産乾燥イチジクのアフラトキシン類、タイ産チャプルーの葉のブプロフェジン、インド産乾燥オレガノのピロリジジンアルカロイド、パキスタン産コメのクロチアニジン、エジプト産マンゴーのシフルトリン、ウガンダ産ナスのオメトエート及びチアメトキサム、アルバニア産赤ピーマンのアセタミプリド、中国産茶のラムダシハロトリン及び未承認物質クロルピリホス、ベトナム産抹茶のアセタミプリド・ジノテフラン・チアメトキサム及び未承認物質ヘキサコナゾール、トルコ産生鮮トマトのエトキサゾール及びインドキサカルブ、トルコ産生鮮ピーマンのアセタミプリド、アルバニア産赤ピーマンのプロキナジド、中国産コメの未承認遺伝子組換え、アルバニア産ピーマンのフロニカミド、ベトナム産パンガシウスの切り身の未承認放射線処理、など

通関拒否通知（Border Rejections）

エクアドル産エビの二酸化硫黄（E220）高含有、米国産殻付きピスタチオのアフラトキシン類、米国産ピーナッツのアフラトキシン類、エジプト産マンゴーのアセタミプリド・クロルフェナピル・クロチアニジン及びピリプロキシフェン、インド産 HPS（Hand Picked Selected：厳選された）ピーナッツのアフラトキシン B1、インド産クミンのアゾキシストロビン・アセタミプリド・クロチアニジン・フロニカミド・イミダクロプリド・クレソキシムメチル・チアメトキサム・トルフェンピラド及び未承認物質のカルベンダジム・クロルピリホス及びトリシクラゾール、トルコ産乾燥イチジクのオクラトキシン A、北マケドニア共和国産唐辛子のアジンホスメチル及びドジン、トルコ産生鮮ピーマンのホルメタネート、ブラジル産グアバの未承認物質クロルピリホス、ペルー産唐辛子のカドミウム、スペイン産エビの亜硝酸塩高含有、アルゼンチン産ピーナッツのアフラトキシン B1、中国産プラスチック製食器における竹の未承認使用、中国及び不明国産のオンライン販売フードサプリメントの禁止成分ヨヒンビン塩酸塩、米国産ピーナッツのアフラトキシン類（複数あり）、スペイン産乾燥イチジクのアフラトキシン類、エジプト産マンゴーのアセタミプリド・クロチア

ニジン・シフルトリン・イミダクロプリド及び未承認物質クロルピリホス、アルゼンチン産ピーナッツのアフラトキシン類、カナダ経由米国産ブロッコリーパウダーの塩素酸塩、ブラジル産ライムの未承認物質クロルピリホス、など

-
- 欧州食品安全機関（EFSA : European Food Safety Authority）

<https://www.efsa.europa.eu/en>

1. 食品添加物関連

EFSA はアスパルテーム・アセスルファム塩（E 962）が現在のばく露レベルで安全であると結論する

EFSA concludes the salt of aspartame-acesulfame (E 962) is safe at current exposure levels

10 September 2026

<https://www.efsa.europa.eu/en/news/efsa-concludes-salt-aspartame-acesulfame-e-962-safe-current-exposure-levels>

EFSA は、食品添加物であるアスパルテーム・アセスルファム塩（E 962）の再評価を完了し、その使用に安全上の懸念はないとの結論を下した。アスパルテーム・アセスルファム塩は、さまざまな無糖及び低カロリーの食品・飲料への使用が認可されている甘味料である。摂取されると、アスパルテームとアセスルファムという個々の成分に分離する。パネルは、アセスルファム K（E 950）、アスパルテーム（E 951）、及びアスパルテーム・アセスルファム塩（E 962）について、現在報告されている使用方法及び使用量に関連する安全上の懸念はないとした。

この結論は、アスパルテームについて以前に設定され、今回再確認された許容一日摂取量（ADI）40 mg/kg 体重/日と、アセスルファム K について最近改訂された ADI 15 mg/kg 体重/日に基づいている。すべての年齢層における現在のばく露量推定値は、これらの ADI を下回っている。専門家らは、E 962 に関する EU 規格を更新し、その製造に使用されるアスパルテーム及びアセスルファム K の規格の遵守を確保するよう推奨している。他の再評価された甘味料に適用されたアプローチに沿って、専門家らはまた、アスパルテーム（E 951）の規格におけるヒ素及び鉛の上限値の見直しも推奨している。

* 食品添加物としてのアスパルテーム・アセスルファム塩（E 962）の再評価

Re-evaluation of salt of aspartame-acesulfame (E 962) as food additive

10 September 2026

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/10.2903/j.efsa.2026.10259>

- 平易な言葉による要約：食品添加物としてのアスパルテーム・アセスルファム塩（E

962) の再評価

PLS: Re-evaluation of salt of aspartame-acesulfame (E 962) as food additive

10 September 2026

<https://www.efsa.europa.eu/en/plain-language-summary/re-evaluation-salt-aspartame-acesulfame-e-962-food-additive>

背景

- アスパルテーム・アセスルファム塩 (E 962) は、欧州連合 (EU) において、さまざまな食品や飲料への使用が認可されている甘味料である。
- 摂取されると、E 962 はアスパルテームとアセスルファムに分解され、その結果、認可された甘味料であるアスパルテーム (E 951) 及びアセスルファム K (E 950) をそれぞれ摂取した際に放出されるのと同じ成分が放出される。
- E 962 は 2009 年以前に EU での使用が認可されたため、最新の科学的知見と消費者の使用状況に基づき、食品添加物の安全性を体系的に再評価する EU プログラムの対象となっている。
- E 962 に関するこれまでの主な評価には、2013 年の EFSA による E 951 の包括的レビュー、2025 年の EFSA による E 950 の再評価、及び食品科学委員会 (SCF、2000 年) と FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA、2000 年) による E 962 の以前の評価が挙げられる。
- E 951 については、最近、2023 年に JECFA によって、また 2023/2024 年に国際がん研究機関 (IARC) によって評価が行われた。IARC のハザード特定は、その目的や方法論において、JECFA や EFSA のリスク評価とは異なる。

EFSA は何をしよう要請されたか？

欧州委員会は EFSA に対し、以下のことを要請した：

- E 962 の安全性についての再評価
- 消費者の E 962 へのばく露評価
- E 962 に関する既存の安全性に関する結論及び規則が依然として有効であるかどうかの判断

E 962 の再評価に関連して、EFSA は E 951 の食事性ばく露評価及び毒性学的評価の両方を更新するよう求められた。

EFSA はどのようにこの作業を進めたか (またどのデータが使用されたか) ？

EFSA は、以下の内容を含む体系的なリスク評価アプローチを採用した：

- 2025 年 6 月時点までに E 962 に関して EFSA に提出されたデータ及び公表された科学文献の検討
- 2025 年 6 月時点までの過去の評価又は最新の科学文献に基づく E 951 及び E 950 に関するデータを個別に評価。特に E 951 については：
- 毒性学 (物質の安全性及び毒性)、疫学 (ヒトの健康状態の傾向)、及びメカニズム (生物学的損傷がどのように生じるか) に関する研究を評価

- 根拠の重み付け（WOE）分析を用いて、データの全体的な頑健性と質を評価
- EU 23 カ国における 46 件の調査から得られた食品消費量データと、食品・飲料中の甘味料濃度に関する分析モニタリングデータを用いて、食事性ばく露量を推定

結果と含意はどのようなものだったか？

- E 962 は、現在のばく露レベルでは消費者にとって安全上の懸念はない（E 951 及び E 950 も同様である）。
- E 962 の 2 つの成分（アスパルテーム及びアセスルファム）に対する個別の評価に基づけば、E 962 の遺伝毒性（体内の遺伝物質への損傷）に関する懸念はない。
- 入手可能な根拠からは、E 951 への現在の食事性ばく露と、がん、心血管疾患、肝毒性、腎毒性、血液毒性、神経毒性、発達への影響、一般毒性あるいはあらゆる臓器や組織における毒性、又は血糖調節の異常などの有害影響との間に因果関係があるとは認められない。
- E 951（40 mg/kg 体重/日）及び E 950（15 mg/kg 体重/日）に関する既存の許容一日摂取量（ADI）は、E 962 の安全性を評価する上でも引き続き有効である。
- E 950 又は E 951 に対する消費者のばく露量は、以前に設定された ADI を超えていない。

どのような限界や不確実性があったか？

E 950 に 5-クロロアセスルファムが含まれている可能性に関する不確実性とこの不純物の遺伝毒性に関する実験データの欠如は、E 950 を用いて製造される E 962 にも当てはまる。この点及び特定されたその他の不確実性を考慮した結果、EFSA は、それらが E 950、E 951、あるいは E 962 に関する全体的な安全性の結論に影響を及ぼさないと結論した。

主な推奨事項は何か？

EFSA は以下を推奨している：

- E 962 に関する EU 規格を更新し、E 950 及び E 951 の最新の要件との整合性を確保すること
- 他の再評価対象となった甘味料に適用されたアプローチに沿って、E 951 に関する EU 規格における有害元素であるヒ素及び鉛の許容限度を見直すこと

* 関連情報：Sweeteners

<https://www.efsa.europa.eu/en/topics/topic/sweeteners>

（EU での使用が許可されている甘味料の安全性評価の状況が公表されている）

2. 新規食品関連

- 規則（EU）2015/2283 に基づく新規食品としての S-アセチルグルタチオンの安全性
Safety of S-acetyl glutathione as a novel food pursuant to Regulation (EU) 2015/2283
01 September 2026

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/10.2903/j.efsa.2026.10258>

(科学的意見)

3. 農薬関連

- 有効成分 *Beauveria bassiana* 株 R444 の農薬リスク評価に関するピアレビュー

Peer review of the pesticide risk assessment of the active substance *Beauveria bassiana* strain R444

03 September 2026

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/10.2903/j.efsa.2026.10289>

(農薬に関するピアレビューの結論)

- ジフルオロ酢酸 (DFA) の MRL に関する声明

Statement on MRLs for difluoroacetic acid (DFA)

02 September 2026

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/10.2903/j.efsa.2026.10302>

(声明)

-
- 英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency)

<https://www.gov.uk/government/organisations/food-standards-agency>

1. 細胞培養製品の分析手法のレビュー

Review of Analytical Methods for Cell Cultivated Products

September 01, 2026

<https://science.food.gov.uk/article/167297-review-of-analytical-methods-for-cell-cultivated-products>

細胞培養製品(CCP)は、肉、魚介類、脂肪、内臓の細胞を含む動物又は植物細胞の培養と分化によって生産される新規食品という新興分類であり、持続可能性、動物福祉、フードシステムのレジリエンスにベネフィットをもたらす可能性がある。CCP 製品が商業化に向かう中で、分析手法を用いてその真正性を検証し、不純物を検出し、効果的な規制監督を支援するための理解を深める必要性が高まっている。本プロジェクトは、動物由来の CCP に焦点を当て、CCP の検出及びトレーサビリティに適用可能な現行及び新興の分析手法の包括的なランドスケープレビューを示し、産業界、政府、学界、分析コミュニティにわたる広範な関係者参加プログラムも組み合わせた。

本レビューでは、CCP の固有の変動性、進化する生産方法、従来の肉との類似性から、現時点では CCP の特性評価や真正性の確認を行うのに十分な分析手法は単一ではないことが強調された。代わりに、ゲノミクス、プロテオミクス、クロマトグラフィー、分光法、構造解析、デジタルツールを用いた根拠の重み付け(WoE)フレームワークが、CCP の分析検

出に最も大きな可能性を示している。また、妥当性確認のための手法の欠如、限られた参考文献、機密保持の障壁、コストやアクセスの制約など、堅牢な分析テスト戦略の開発を妨げている主要な課題も指摘された。

関係者の意見として、高度な研究室分析法を補完するため、統一された基準、試験室間共同試験、詳細なデータセット、そして迅速かつ費用対効果の高いスクリーニングツールの必要性を再確認した。今回のプロジェクトでは、計量原理、トレーサビリティシステム、規制の明確化、そしてセクター間を越えた強力な協力体制を早期に確立することが、市場拡大に伴い消費者の信頼を維持し、CCP の完全性 (integrity) を確保するために不可欠であると結論づけた。本報告書は、優先事項として、分析的 CCP トレーサビリティに最も大きな可能性があるアプローチとして、根拠の重み付けアプローチ、デジタルバーコーディング、エピジェネティクス、微生物プロファイリングなど、追加の研究を推奨した。全体として、本研究は将来の方法開発を導き、規制準備を支援し、CCP の真正性検査に対する一貫した国家レベルのアプローチを形成するための根拠に基づく基盤を提供した。

2. 2026 年 9 月の FSA 理事会のペーパーが公表される

Food Standards Agency Board meeting papers published for September 2026

4 September 2026

<https://www.gov.uk/government/news/food-standards-agency-board-meeting-papers-published-for-september-2026>

英国食品基準庁 (FSA) 理事会が 9 月 16 日に開催される。議題は次のとおり。

- SPS(衛生・植物検疫)協定
- CBD (カンナビジオール)
- 年次地方当局パフォーマンス
- 食品規則の今後
- 食肉公的管理費用割引制度
- FSA 年次科学報告
- ウェールズ FSA からの報告書等。

議題の全文と公表された文書は、以下のサイトで閲覧可能。

<https://www.gov.uk/government/publications/food-standards-agency-september-2026-board-meeting>

3. 北アイルランドの野生の魚類及び甲殻類の化学汚染物質調査 2024-25 年

Chemical Contaminants in Wild Caught Fish and Crustaceans- Northern Ireland
2024/25

August 28, 2026

<https://science.food.gov.uk/article/166987-chemical-contaminants-in-wild-caught-fish-and-crustaceans-northern-ireland-2024-25>

本報告書は、北アイルランドにおける 2024 年 4 月から 2025 年 3 月に水揚げされた野生の魚類及び甲殻類の調査結果を示している。様々な魚類及び甲殻類のサンプルにおいて、重金属及びパー及びポリフルオロアルキル化合物(PFAS)が分析された。調査の目的は、水揚げされた野生の水産物中の特定の化学汚染物質の濃度を測定し、その濃度が規則 (EC) No. 2023/915 に規定された基準値内であり、安全に市場に出すことができるかどうかを評価することであった。

2024 年 4 月から 2025 年 3 月の間に、北アイルランドの主要な魚市場と、水産加工施設から野生の魚類と甲殻類の 78 サンプルが収集された。そのうち 44 サンプルで水銀、鉛、カドミウム（重金属）の汚染物質が分析された。また、34 サンプル PFAS が分析された。

分析の結果、水銀、鉛、カドミウム及び PFAS の濃度は、検査されたすべてのサンプルで EU の規制基準値を下回っていた。

4. 北アイルランドの野生の魚類、甲殻類及び軟体動物の化学汚染物質調査 2025-26 年 Chemical Contaminants in Wild Caught Fish, Crustaceans and Molluscs – Northern Ireland 2025/26 August 28, 2026

<https://science.food.gov.uk/article/166995-chemical-contaminants-in-wild-caught-fish-crustaceans-and-molluscs-northern-ireland-2025-26>

本報告書は、北アイルランドにおける 2025 年 3 月から 2026 年 3 月に水揚げされた野生の魚類、甲殻類及び軟体動物の調査結果を示している。様々な魚類、甲殻類及び軟体動物のサンプルにおいて、重金属及びパー及びポリフルオロアルキル化合物(PFAS)が分析された。調査の目的は、水揚げされた野生の水産物中の特定の化学汚染物質の濃度を測定し、その濃度が規則 (EC) No. 2023/915 に規定された基準値内であり、安全に市場に出すことができるかどうかを評価することであった。

2025 年 3 月から 2026 年 3 月の間に、北アイルランドの主要な魚市場と、水産加工施設から野生の魚類と甲殻類、軟体動物の 82 サンプルが収集された。そのうち 46 サンプルで水銀、鉛、カドミウム（重金属）の汚染物質が分析された。また、36 のサンプルで PFAS が分析された。

水銀、カドミウム、鉛は、欧州委員会規則(EU)2023/915 で規定された基準値を超えて検出されなかった。PFOS、PFOA、PFNA、PFHxS の濃度及び総濃度は、分析されたすべてのサンプルで、関連する規制基準値を下回っていた。ヨーロッパイチョウガニ (brown crab) については、PFOA の最大基準値を超えたものの、PFAS の総濃度は最大基準値を超えなかったサンプルが 1 つ存在した。PFAS を分析したヨーロッパイチョウガニのサンプルについては、実験室記録の欠落により、検査対象部位が付属肢と腹部の両方なのか、付属肢のみなのか確認できなかったことが指摘された。このため、これらの結果を、付属肢の筋肉のみに適用される欧州委員会規則(EU)2023/915 で定められた最大基準値と比較して評価するのは適切ではなかった。

5. イングランド及びウェールズの野生の魚類、甲殻類及び頭足類の化学汚染物質調査 2025-26 年

Survey of Chemical Contaminants in Wild Caught Fish, Crustaceans and Cephalopods
England and Wales 2025-26

September 04, 2026

<https://science.food.gov.uk/article/166100-survey-of-chemical-contaminants-in-wild-caught-fish-crustaceans-and-cephalopods-england-and-wales-2025-26>

FSA による 2025 年から 2026 年のイングランド・ウェールズ調査は、野生の魚類、甲殻類、頭足類の汚染物質に関する独立した臨時調査である。小規模なリスクベースのデータ収集及びホライズンスキニングが実施された。主な目的は、重金属、ダイオキシン類、PCB（ポリ塩化ビフェニル）類を含む規制対象となる汚染物質の濃度を評価し、欧州連合(EU)で最大規制基準値が定められているパー及びポリフルオロアルキル化合物(PFAS)や無機ヒ素などの新興汚染物質に関する証拠を収集することであった。本調査は、既存及び新興汚染物質の両方からのリスクを評価するための FSA のエビデンス基盤を基にしており、今後の政策やリスク管理における意思決定に役立つ可能性がある。サンプル収集は、以前の調査結果や北アイルランド(NI)などの汚染物質モニタリングプログラムに基づいて行われた。

イングランド及びウェールズの魚市場から野生の魚類、甲殻類、頭足類の 104 サンプルが購入され、以下の汚染物質の分析が行われた：水銀、鉛、カドミウム、総ヒ素、無機ヒ素、及びパー及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS)。PFAS には以下の物質が含まれる：パーフルオロノナン酸(PFNA)、直鎖及び分岐鎖パーフルオロホキサンスルホン酸(PFHxS)、直鎖及び分岐鎖パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)、パーフルオロデカン酸(PFDA)、直鎖型パーフルオロブタンスルホン酸(PFBS)、パーフルオロドデカン酸(PFDoA)、パーフルオロヘプタン酸(PFHpA)、パーフルオロヘキサン酸(PFHxA)、パーフルオロペンタン酸(PFPeA)、パーフルオロブタン酸(PFBA)、及びパーフルオロオクタン酸(PFOA)。これらのサンプルの一部(n = 20)については多環芳香族炭化水素(PAHs)を分析し、別のサブセット(n = 20)については以下のダイオキシン類及び PCB 類を分析した：ダイオキシン類 (2,3,7,8-TCDD、1,2,3,7,8-PeCDD、1,2,3,4,7,8-HxCDD、1,2,3,6,7,8-HxCDD、1,2,3,7,8,9-HxCDD、1,2,3,4,6,7,8-HpCDD、OCDD、2,3,7,8-TCDF、1,2,3,7,8-PeCDF、2,3,4,7,8-PeCDF、1,2,3,4,7,8-HxCDF、1,2,3,6,7,8-HxCDF、1,2,3,7,8,9-HxCDF、2,3,4,6,7,8-HxCDF、1,2,3,4,6,7,8-HpCDF、1,2,3,4,7,8,9-HpCDF、OCDF)及び PCB 類(PCB 28、PCB 52、PCB 77、PCB 81、PCB 101、PCB 105、PCB 114、PCB 118、PCB 123、PCB 126、PCB 138、PCB 153、PCB 156、PCB 157、PCB 167、PCB 169、PCB 180、PCB 189)。

主な知見は以下の通り：

- ・ あるバス (bass) のサンプルからは、最大基準値 0.5 mg/kg を超える 0.72 mg/kg の濃度の水銀が検出された。

- ・ 調査した魚類、甲殻類及び頭足類において、検査対象の水銀以外のすべての重金属濃度は、GB（英国）及びEUの最大基準値を下回っていた。
- ・ 調査した魚類、甲殻類及び頭足類において、無機ヒ素の濃度はEUの最大基準値を下回っていた。GBでは無機ヒ素の最大基準値が設定されていない。
- ・ ダイオキシン類及びPCB類の濃度は、GB及びEUの最大基準値を下回っていた。
- ・ 分析したPFAS（直鎖及び分岐鎖PFOS、PFOA、PFNA、直鎖及び分岐鎖PFHxS）の濃度は、EUの最大基準値を下回っていた。現在、GBには、魚類、甲殻類及び頭足類におけるPFASに対する規則はない。
- ・ PAH類の濃度は低かった。なお、GB及びEUでは、PAH類の最大基準値は魚類、甲殻類及び頭足類には適用されていない。

バスの水銀濃度が不適合であったことは望ましくないが、その濃度の水銀を含む魚を未成年者が継続的に摂取する可能性は低いため、長期的な健康上の懸念となる可能性は低いと考えられる。本調査で採取されたバス以外の魚類、甲殻類、頭足類は、すべてGB及びEUの汚染物質の最大基準値に適合していた。

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 6/ 2025（2025. 03. 19）

【FSA】野生の魚類及び甲殻類等の汚染物質に関する研究プロジェクト

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202506c.pdf>

● FS スコットランド（FSS : Food Standards Scotland）

<https://www.foodstandards.gov.scot/>

1. 年間食品サンプリングプログラム（2024-2025）報告

Annual targeted food sampling programme 2024-25

2 September 2026

<https://www.foodstandards.gov.scot/science-and-evidence/annual-targeted-food-sampling-programme-2024-25>

この年間食品サンプリングプログラムは、スコットランドの地方当局及び公的分析機関が実施している。2024年7月1日から2025年6月30日までの期間、本プログラムは、世界的なサプライチェーンにおける新たなリスクのホライズンスキャニング及び地方当局からの報告に基づき選定された15種類の食品を対象として検査を実施した。微生物学的検査、食品の真正性検査、化学物質検査、アレルゲン検査が実施された。

（以下、抜粋）

食品の真正性検査

ラム肉または牛肉のミンチ製品44サンプルについて、表示されていない肉類の混入の有無を検査した結果、3サンプル（ラム肉ミンチ製品2サンプル、ラム肉バーガー製品1サン

プル) が不適合であった(牛肉及び豚肉が混入していた)。

化学物質検査

6 種類の食品 250 サンプルについて検査した結果、2 サンプルが不適合であった。

- シナモンパウダー1 サンプル：基準値を超える鉛が検出された。
- 小麦不使用シリアル 1 サンプル：基準値を超えるアトロピンが検出されたが、安全域 (margin of safety) の範囲内であった。

アレルゲン検査

原材料表示に乳やグルテンが記載されていない対面販売用包装済み (PPDS) 製品 48 サンプルについて、乳及びグルテンの検査を実施した結果、10 サンプルが不適合であった。

- 4 サンプル：ラベル表示の記載ミス
- 4 サンプル：ラベル表示がなかったことによるアレルゲン情報の不記載
- 2 サンプル：予防的アレルゲン表示 (PAL) の不適切な使用

また、ミルクラテ 52 サンプルについて、大豆及びアーモンドの検査を実施した結果、すべてのサンプルで問題はなかった。

調査結果に対する FSS の対応措置

- カフェやその他の飲食施設が食物アレルゲンを管理し、コーヒーにおける交差接触を防止できるよう、事故防止戦略を策定した。
- 食物アレルギーや不耐症の患者が外食する際の体験をより深く理解するため、フォーカスグループを実施する予定である。これは今後のガイダンス策定に役立つだろう。

* 関連記事：食品安全情報 (化学物質) No. 6/ 2026 (2026. 03. 18)

【FSS】年間食品サンプリングプログラム (2023-2024) 報告

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202606c.pdf>

2. スコットランドの食品消費者追跡調査 (第 22 回)

Food in Scotland Consumer Tracker Wave 22

8 September 2026

<https://www.foodstandards.gov.scot/science-and-evidence/food-in-scotland-consumer-tracker-wave-22-0>

スコットランド食品基準局 (FSS) の消費者追跡調査 (第 22 回) の結果が公表された。スコットランド食品消費者追跡調査 (Food in Scotland Consumer Tracking Survey) は、スコットランドの集団を代表するサンプルを用いて、食品に関する態度、知識、行動をモニタリングするものである。FSS の認知度や信頼、消費者の懸念事項、消費行動、食品の入手可能性、健康的な食事、食品表示、外食時や家庭での食品安全、フードサプライチェーンへの信頼についての調査結果が示された。

また今回の調査では全面的な見直しが行われ、一部の質問が削除され、新たな質問事項 (ビタミン D サプリメントの摂取、誤情報及び偽情報、細胞培養製品、衛生・植物検疫 (SPS))

協定) が追加された。

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 12/ 2025（2025. 06. 11）

【FSS】スコットランドの食品消費者追跡調査（第 19 回）

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202512c.pdf>

● 英国健康安全局（HSE：Health and Safety Executive）<https://www.hse.gov.uk/>

1. 食品中の残留農薬：2026 年第 1 四半期のモニタリング結果

Pesticide residues in food: quarterly monitoring results for 2026

27 August 2026

<https://www.gov.uk/government/publications/pesticide-residues-in-food-quarterly-monitoring-results-for-2026>

（訳注：本モニタリング結果は、これまで英国環境・食料・農村地域省（DEFRA）から報告されていたが、DEFRA の科学諮問委員会である「食品中の残留農薬に関する専門家委員会」（PRiF）の活動終了に伴い、2026 年分からは健康安全局（HSE）から報告されることとなった。）

2026 年の第 1 四半期は、1 月初めから 3 月末にかけて、グレートブリテン（GB）から 23 種類の食品 662 検体、北アイルランド（NI）から 14 種類の食品 125 検体を集め、最大 428 種類の農薬について調査した。GB の 662 検体のうち 318 検体で残留物が確認され、そのうち 49 検体に最大残留基準値（MRL）を超える濃度の残留物が含まれていた。NI の 125 検体のうち 56 検体で残留物が確認され、そのうち 5 検体に MRL を超える濃度の残留物が含まれていた。

スクリーニング評価の結果、検出された残留物のうちごく少数（GB の乾燥豆のクロルピリホス・ラムダシハロトリン又はガンマシハロトリン、GB のドライフルーツ（ブドウ）のクロルピリホス、GB のオレンジのクロルピリホス・イマザリル・ラムダシハロトリン・チアベンダゾール、GB のコメのクロルピリホス）については短期的な健康影響の可能性の詳細な検討が必要であったが、GB の乾燥豆（ブラウンビーンズ）1 検体以外に関しては、健康影響は「ありそうにない（unlikely）」又は「予想されない（not expected）」と結論された。乾燥豆（ブラウンビーンズ）1 検体については、MRL（0.05 mg/kg）を超える高濃度のラムダシハロトリン又はガンマシハロトリン残留物（4.6 mg/kg）が含まれており、推定摂取量が毒性学的基準値（急性参照用量：ARfD）を大幅に超過することが確認された。HSE は、ここで観察された消費者のばく露レベルは望ましくない（undesirable）レベルであり、一部の人々に有害影響が生じる可能性がある」と結論した。ただしその影響は一時的なものであり、迅速に回復すると予測している。また、この検体にはクロルピリホス（0.009 mg/kg）及びジクロロボス（0.06 mg/kg）も含まれていたため（ともにアセチルコリンエステラーゼ

阻害剤)、HSE は複合ばく露評価を実施し、この作用機序に基づく短期的な健康影響は予想されないと結論した。本調査で検出されたその他の残留物については、短期的な健康影響の懸念はなかった。

本調査で検出された農薬に関する長期ばく露のスクリーニング評価では、長期的な健康への有害影響の可能性を示すものはなかった。これは、食事からの摂取量が許容一日摂取量 (ADI) またはその他の確立された長期的な健康影響に基づく指標値を下回っているという評価に基づいている。

GB の牛レバーについては、26 検体すべてで MRL (30 mg/kg) を超える銅の残留物が検出された (中央値 110.5 mg/kg)。銅がサプリメントとして使用されている飼料の摂取によるものと考えられる。HSE は長期ばく露についてのリスク評価を実施し、乳幼児において ADI を超過する可能性があるが、わずかな超過であるため、健康影響は予想されないと結論した。

また、GB の乾燥豆のクロルピリホス・ジクロルボス、GB のドライフルーツ (ブドウ) のクロルピリホス、GB のオレンジのクロルピリホス、GB のコメのクロルピリホス、GB のネギ (spring onion) のカルボフランについては、遺伝毒性による健康影響についても検討された (計 8 検体)。乾燥豆 1 検体以外は、各検体に含まれていた遺伝毒性の可能性がある農薬は 1 種類のみであった。検討の結果、遺伝毒性による健康への有害影響のリスクは低いと結論された。

* 関連記事：食品安全情報 (化学物質) No. 17/ 2026 (2026. 08. 19)

【DEFRA】食品中の残留農薬：2025 年第 4 四半期のモニタリング結果

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202617c.pdf>

-
- 英国毒性委員会 (COT : Committee on Toxicity of Chemicals in Food, Consumer Products and the Environment)

<https://www.gov.uk/government/organisations/committee-on-toxicity-of-chemicals-in-food-consumer-products-and-the-environment>

1. COT 会合：2026 年 9 月 8 日

8th September 2026 Committee on Toxicity Meeting

4 September 2026

<https://www.gov.uk/government/publications/8th-september-2026-committee-on-toxicity-meeting>

(会議の議題)

- 2026 年 7 月 14 日の会合の議事録
- サプリメントの生物学的利用能に関する研究のプレゼンテーション

- アシュワガンダに関する第三次声明案
- 過剰なセレンが母親の健康に及ぼす影響に関するディスカッションペーパー

<https://www.gov.uk/government/publications/8th-september-2026-committee-on-toxicity-meeting/discussion-paper-on-the-effects-of-excess-selenium-on-maternal-health>

(注：これは議論のための文書であり、COT の見解を示すものではない。)

(結論抜粋)

妊娠可能年齢の女性におけるセレンの食事性ばく露量は、欧州食品安全機関 (EFSA) の科学的意見 (2023) で示された耐容上限量 (UL) である 255 µg/日を大幅に下回っており、母親の健康にとって懸念となる可能性は低い。

食品及び高用量サプリメントからのセレンの複合ばく露量は、最大で UL の 2.7 倍となる可能性があり、食事からの摂取量よりもサプリメントからの摂取量の方が懸念となることが示唆される。

全体として、妊婦におけるセレンの毒性に関する直接的な証拠は限られている。しかし、女性に関する性別特異的データが不足しているにもかかわらず、EFSA の科学的意見では、文献レビューから、セレンの毒性に対する感受性について性差は無いことが示唆されている。

入手可能な証拠は、有害影響は日常的な食事摂取よりも高用量のセレンサプリメント摂取によって生じる可能性が高いという結論を裏付けている。妊婦が妊娠中にセレンサプリメントの摂取を希望する場合は、適切な資格を持つ医療専門家に相談するべきである。

- 母親の食事に含まれる植物エストロゲン：ディスカッションペーパー

<https://www.gov.uk/government/publications/8th-september-2026-committee-on-toxicity-meeting/phytoestrogens-in-the-maternal-diet-discussion-paper>

(注：これは議論のための文書であり、COT の見解を示すものではない。)

(要約及び考察 抜粋)

植物エストロゲンは必須栄養素ではないが、多くの食用の植物が天然に産生する化学物質群であり、ヒトや動物のエストロゲン受容体に (弱くではあるが) 結合する能力を有している。

母親の食事に含まれる植物エストロゲンの摂取に関する主な毒性学的懸念は、エストロゲン様作用やエストロゲンの模倣、及び生殖器系の発達や生殖機能への障害の可能性に起因する。報告されているその他の有害影響の可能性としては、遺伝毒性、発がん性、甲状腺機能低下症患者への有害影響、男児における尿道下裂の発症が挙げられる。

母親の食事からの植物エストロゲンのばく露量が最も高くなり得るのは、大豆飲料や大豆ミンチを摂取した場合であり、ばく露量は最大で 1.3 mg/kg 体重/日となる可能性がある。

COT は以前、入手可能なデータの限界、特にトキシコキネティクスの違いによる動

物からの外挿における不確実性のため、母親の食事に含まれる植物エストロゲンに対して健康影響に基づく指標値（HBGV）を設定することはできないと結論付けた。

国際的には、他の当局が摂取上限値を推奨している。本報告書におけるばく露量は、フランス食品・環境・労働衛生安全庁（ANSES）が 2011 年に一般集団に対して設定した摂取上限値である 1 mg/kg 体重/日を下回っているが、ANSES が 2025 年の更新時に妊婦に対して設定した上限値である 0.01 mg/kg 体重/日、及び北欧閣僚理事会が 2020 年に妊婦に対して設定した上限値である 0.09 mg/kg 体重/日を超えている。これらの値をリスク評価に用いた場合、現在のばく露量は健康へのリスクの可能性を示すことになる。

全体として、COT はこれまで、データベースの限界や動物での知見をヒトに外挿する際の不確実性により、HBGV を確立できなかったが、ANSES や北欧閣僚理事会が妊婦に対して設定した上限値を考慮すると、イソフラボンへの現在のばく露量は健康へのリスクの可能性を示している。しかし、これらの値は現時点で COT によって支持されていない点に留意するべきである。

- 化学物質リスク評価における AI : SWOT 分析報告書

<https://www.gov.uk/government/publications/8th-september-2026-committee-on-toxicity-meeting/ai-in-chemical-risk-assessment-swot-analysis-report>

（注：これは議論のための文書であり、COT の見解を示すものではない。）

（抜粋）

COT はこれまで、化学物質リスク評価における人工知能（AI）に関して、最先端の AI ツール、AI を活用する上での機会と課題、規制の枠組みにおいて必要なデータエコシステムの要件などについて検討してきた。その過程で委員から「Strengths, Weaknesses, Opportunities and Threats (SWOT) analysis」（SWOT 分析）を実施すべきとの提案がなされた。SWOT 分析は、最も古く、最も広く採用されている戦略ツールの 1 つであり、COT 及び政府による長期的な組織計画の策定に役立つと考えられた。本報告書では SWOT 分析の結果がまとめられている。

（以下、分析結果抜粋）

Strengths（強み）

- 速度、処理能力、効率の向上
- 大規模（ビッグデータ）かつ複雑なデータセットの取り扱い
- 高度化・改善された予測能力 など

Weaknesses（弱み）

- ガバナンス、法的責任、データの所有権、倫理に関する懸念
- 人間による監督及び解釈が必要（速度と効率に影響する）
- より大きな視野におけるデータの位置付けや、曖昧さの取り扱いができないなど

Opportunities（機会）

- ・ 膨大なデータセットを処理することにより、データが不足している化学物質の毒性を予測できる
- ・ AI の活用及び妥当性確認のためのスタッフの研修及びスキルアップ (英国における AI の専門知識につながる)
- ・ 多様なデータセットの統合 など

Threats (脅威)

- ・ AI の自己強化的挙動、及び長期的信頼性に関するリスク
- ・ 高コスト、及び多大なリソースの必要性
- ・ 過度な依存により専門知識や意思決定能力が失われる恐れ など
- ・ ホライズンスキヤニング
- ・ 他の FSA 科学諮問委員会の作業に関する最新情報

- ドイツ連邦消費者保護食品安全庁 (BVL : Bundesamt für Verbraucherschutz und Lebensmittelsicherheit) https://www.bvl.bund.de/EN/Home/home_node.html

1. リチウムは医師の監督下でのみ摂取しなければならないーリチウムを含むフードサプリメントは禁止されている

Lithium must only be taken under medical supervision – Food supplements containing lithium are banned

31.08.2026

https://www.bvl.bund.de/SharedDocs/00_EN/Press_Releases/01_Food/2026/PM_Lithium.html

リチウムを含む製品は、フードサプリメントとして販売され、オンライン上で「神経の健康」、「精神の明晰さ」、「心の平穏」、「強力な認知的プレゼンス (cognitive presence)」などの強調表示によって宣伝されている。しかし、体内のリチウム濃度が少し上昇しただけでも深刻な健康影響につながる可能性がある。このため、欧州連合 (EU) では、リチウム化合物が添加された食品 (フードサプリメントを含む) は禁止されている。

ドイツ連邦消費者保護食品安全庁 (BVL) は、ミネラルであるリチウムは、EU においてフードサプリメントへの使用が認可されていないと指摘している。炭酸リチウムやオロチン酸リチウムなど、どのようなリチウム化合物が使用されるかは関係ない。他の食品へのリチウムまたはその化合物の強化も禁止されている。

リチウム中毒の可能性がある兆候としては、激しい喉の渇き、頻尿、下痢、嘔吐、脱水症状、震え、筋力低下・めまい・疲労・意識混濁などの神経障害、協調運動・言語・視覚の障害などが挙げられる。重度の中毒の場合は、脳性発作、昏睡、さらには死に至ることもある。

薬理学的影響と健康へのリスクを考慮すると、リチウム化合物が添加され食品として表示されている製品は、未承認の医薬品か、あるいは安全でない食品のいずれかであると見な

さなければならない。いずれの場合も、市場流通は禁止されている。

背景情報

- フードサプリメントは食品に分類され、食品法（food law）の適用を受ける。医薬品とは異なり、その有効性や安全性を立証する承認手続きは行われない。フードサプリメントについては BVL への届出のみで済み、BVL やその他の当局による法的及び健康上の評価は行われない。製品の安全性については、食品事業者が単独で責任を負う。フードサプリメントは、期待される影響や望ましくない影響に関する事前の公的試験を経ずに販売される。ただし、すべての食品法の規則を遵守していなければならない。医薬品とは異なり、疾病の予防、治療、または治癒に関する強調表示は許可されない。オンラインで販売されるフードサプリメントにも、実店舗で販売されるものと同様の法的要件が適用される。
- ドイツ連邦政府及び連邦州が管理する物質リストは、医薬品か食品かという分類（食薬区分）、及びその新規性や安全性に関して、物質の法的分類のための科学的に妥当なガイダンスを提供するものであり、現在、さらなる物質分類のリストを含めるよう拡充されている。これは、植物、真菌類、藻類に関する既存のリストにまだ含まれていないすべての物質を網羅するためである。
- リチウムは、岩、塩水、温泉水中に水溶性塩の形で存在する天然の微量元素であり、ごく微量が穀類、野菜、豆類などの食品に移行することがある。リチウムの人体における機能についてはまだ解明されていない。現在の知見によれば、食事由来のリチウムが認知機能に不可欠であるというエビデンスはなく、また食事によって改善可能なリチウム欠乏症の症状が存在するというエビデンスもない。
- 欧州連合（EU）は、指令 2002/46/EC の下で、フードサプリメントへの使用が許可されるビタミン類及びミネラル類のポジティブリストを策定している。安全と評価され、かつ人体に対する十分なバイオアベイラビリティが示された化学的形態のみが認可される。リチウムは、指令 2002/46/EC の附属書 I 及び II においてフードサプリメントへの使用が認可されているミネラル類には含まれていない。
- 同様のポジティブリストの原則は、食品へのビタミン類・ミネラル類及び特定のその他の物質の添加に関する規則（EC）1925/2006 に基づき、フードサプリメント以外の食品への強化にも適用される。リチウムは、同規則の付属書 I 及び II のリストにも記載されていない。
- 炭酸リチウムは、EU において処方箋医薬品における使用が認可されている。主にうつ病や双極性障害の治療に用いられる。治療用量は、食品からの通常の 1 日摂取量を大幅に上回る。治療域（すなわち有効用量と有害用量との間の範囲）が狭いため、治療にはリチウム濃度及び腎機能・甲状腺機能の定期的なモニタリングが必要となる。セルフメディケーションは絶対に避けるべきである。薬理学的効果及び既知のリスクプロファイルを考慮すると、リチウム製剤を医薬品として分類することは妥当である。

-
- ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)
<https://www.bfr.bund.de/en/home.html>

1. 畜産における抗生物質の使用：使用量はわずかに減少

肥育牛群の削減の可能性もある

Antibiotics in animal husbandry: use falls slightly

There is potential for reduction in fattening herds

25/08/2026

<https://www.bfr.bund.de/en/press-release/antibiotics-in-animal-husbandry-use-falls-slightly/>

抗生物質の使用動向と治療頻度

ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR) は、牛、豚、鶏、七面鳥に使用される抗生物質の量、及び購入子牛、乳牛、肥育子豚及び豚、食肉生産用鶏、採卵鶏、若鶏、肥育七面鳥など、さまざまな種類の家畜における治療頻度について評価を行っている。2025 年の最新レポートでは、総消費量が前年比で 3%ほど減少していることが示されている。牛、豚、鶏、七面鳥で記録された、特にヒト医療に重要な物質の消費量は、抗生物質最小化計画の導入以来大幅に減少しており、食肉生産のみを目的とした動物では 2014 年に 66 トン以上だったのが、2025 年にはすべての家畜で 29 トンにまで減少している。この減少は主に、抗生物質コリスチンの使用量の減少によるものである。

2023 年に新たに調査対象となったほぼすべての家畜のカテゴリーで治療頻度が低下し、特に採卵鶏 (−55%) と乳牛 (−7%) で大幅な減少が見られた。対照的に、食肉生産用に飼育される動物では治療頻度が概ね増加し、特に食肉生産用の鶏 (+6%) と肥育用七面鳥 (+5%) で顕著な増加が見られた。

抗生物質耐性の動向

食肉生産用に飼育された豚・子牛、及び若齢牛由来の大腸菌における耐性獲得の傾向は、2 年前よりも悪化している。短期的には、2025 年と 2023 年の比較で、食肉生産用に飼育された豚のと殺時における大腸菌のスルファメトキサゾール及びトリメトプリムに対する耐性率は著しく上昇した。2015 年から 2025 年までの長期的傾向を見ると、大腸菌の耐性が顕著に見られるのは、肥育豚由来大腸菌におけるテトラサイクリンという単一の物質に対してのみである。同時に、マクロライド系抗生物質であるアジスロマイシンに対する耐性は著しく上昇した。

食肉生産用に飼育された子牛および若齢牛において、スルファメトキサゾール及びトリメトプリムに対する耐性率が短期的に有意に上昇したことも確認された。長期的には、耐性率の統計的に有意な低下が 2 件 (ナリジクス酸及びアジスロマイシン) 見られる一方で、3 件 (アンピシリン、クロラムフェニコール、テトラサイクリン) で増加が見られる。食肉生産用に飼育された鶏及び七面鳥における抗生物質の使用増加を考慮すると、これらの畜産

分野においても大腸菌の耐性がさらに上昇することが予想される。

本報告書の法的根拠は、獣医薬法（TAMG）である。この法律では、牛、豚、鶏、七面鳥を飼育する農場での抗生物質の使用は記録し、管轄の国家当局に報告しなければならない。BfRはこのデータを匿名化された形式で受け取る。2022年までは、報告義務は食肉生産用に飼育された動物における抗生物質の使用のみであったが、2023年1月1日から、抗生物質の使用記録に関する新しい規則が適用されている。

* 報告書：Antibiotic consumption quantity and treatment rates in 2025（ドイツ語）

<https://www.bfr.bund.de/wissenschaftsbericht/antibiotika-verbrauchsmengen-und-therapiehaeufigkeit-2025/>

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 14/ 2026（2026. 07. 08）

【BfR】動物だけではない：抗菌薬コリスチンに対する細菌の耐性はヒトにとっても深刻な問題

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202614c.pdf>

2. 食品中のカビ毒は、加熱調理や焼成（ベーキング）の過程では分解されない
調査により、カビとその潜在的な健康リスクに関する知識にギャップがあることが明らかになった

Mould toxins in food are not destroyed during cooking or baking

Survey reveals gaps in knowledge about mould and its potential health risks

27/08/2026

<https://www.bfr.bund.de/en/press-release/mould-toxins-in-food-are-not-destroyed-during-cooking-or-baking/>

食品中のカビ毒は、焼いたり加熱調理したりする際に発生する熱によって無害化されることはなく、有害な性質を保持する可能性がある。BfRが最近実施した調査によると、多くの消費者はこの事実を認識していない。食品中のカビ毒やその他の望ましくない物質による健康リスクを軽減するために、BfRは一般的に、できるだけ多様でバランスの取れた食事を摂ることを推奨している。代表性のある国民調査として、BfRは16歳以上の1,000人を対象に、家庭でのカビに関する知識と対処法についてオンライン調査を実施した。

今年4月に実施されたこの調査によると、カビによる健康リスクを懸念している人はわずか29%にとどまり、大多数（51%）は全く気にしていないことが明らかになった。調査によれば、食品中のマイクロプラスチックや重金属残留物の方が、健康リスクという点で消費者はより強く懸念する傾向にある。リスクに対する認識は比較的低いものの、回答者のほぼ全員がカビ毒を避けるという点ではBfRの勧告に従って行動し、大多数が食品を清潔で乾燥した涼しい場所に保管する、カビの生えた食品はすぐに処分し、覆いなしで放置しないなどの対応を実践していた。ただし、保管している小麦粉や穀類を定期的に振って中身を落

とすといった、より具体的な予防策についてはあまり知られておらず、そのような対策をとっていると回答したのはわずか 17%だった。

カビが生えてしまった食品の対処法については、回答者の 3 分の 1 弱が、生の果物や野菜の場合、カビの生えた部分だけを取り除いて残りを食べると答えた。しかし、BfR は、カビは表面に見えなくても食品の奥深くまで浸透している可能性があるため、カビの生えた食品は完全に廃棄することを推奨している。これは、果物や野菜など水分含有量の多い食品だけでなく、パンなどにも当てはまる。カビが目に見える形で発生していない食品にもカビ毒が含まれている可能性があることを知らない人も多い。これは特に、植物性飲料や乾燥スパイスなどの加工食品に当てはまる。こうした「目に見えない」汚染による健康リスクから消費者を効果的に保護するため、EU では多くのカビ毒について食品中の最大基準値が設定されており、当局はこれらの基準への遵守状況を定期的に監視している。

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 8/ 2026（2026. 04. 15）

【BfR】食品中のカビ-健康リスクとその避け方

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfo202608c.pdf>

3. ヘンプフラワー、ヘンプオイルケーキ、ヘンプ茶、ヘンプシードペースト中のカンナビノイドの定量

カビ毒および植物毒素に関するドイツリファレンスラボラトリーの 2025 年技能試験に関する報告書

Determination of cannabinoids in hemp flour, hemp oil cake, hemp tea, and hemp seed pesto

Report on the 2025 Proficiency Test of the German Reference Laboratory for Mycotoxins and Plant Toxins

03/09/2026

<https://www.bfr.bund.de/en/science-report/determination-of-cannabinoids-in-hemp-flour-hemp-oil-cake-hemp-tea-and-hemp-seed-pesto/>

カビ毒及び植物毒素に関するドイツ国立リファレンスラボラトリー（NRL）は、ヘンプフラワー、ヘンプオイルケーキ（ヘンプシードオイルの搾りかす）、ヘンプ茶、ヘンプシードペースト、及び標準溶液中のカンナビノイドの定量に関する技能試験を実施した。合計 19 の検査機関が参加し、リストに掲載された材料の中から最大 4 種類と標準溶液を選択して分析した。カンナビジオール（CBD）、デルタ 9-テトラヒドロカンナビノール（ $\Delta 9$ -THC）、及びそれらの酸形態の定量が義務付けられたが、15 種類の希少カンナビノイドの定量は任意であった。

規制対象のカンナビノイドである $\Delta 9$ -THC 及びテトラヒドロカンナビノール酸（THCA）の室間再現相対標準偏差（RSD_R）は、それぞれ 15~28%及び 24~73%の範囲であり、残りの分析対象物質（アナライト）については 13~127%の範囲であった。すべてのサンプル

ル、分析対象物質、および検査室全体で、平均して z スコアの 91%が許容範囲($|z| \leq 2$)内に収まった。

技能試験とは別の実験で、 $\Delta 9$ -THC と $\Delta 8$ -THC のクロマトグラフィー上の類似した挙動が原因の相互干渉が調査された。

＊報告書本文：

https://www.bfr.bund.de/assets/01_Ver%C3%B6ffentlichungen/Wissenschaftsberichte_englisch/determination-of-cannabinoids-in-hemp-flour-hemp-oil-cake-hemp-tea-and-hemp-seed-pesto.pdf

4. 食品中のグリセロール：健康影響に基づく指標値は、スラッシュアイスだけでなく、固形食品にも適用される

Glycerol in food: The health-based guidance value applies not only to slush ice, but also to solid foods

08/09/2026

<https://www.bfr.bund.de/en/opinions/glycerol-in-food-the-health-based-guidance-value-applies-not-only-to-slush-ice-but-also-to-solid-foods/>

最近の食品モニタリングにおいて、スラッシュアイス飲料以外の食品、例えばファインベーカリー製品（訳注：クッキー、ケーキ等の焼き菓子類のこと）からも高濃度のグリセロールが検出された。そのため BfR は、飲料やスラッシュアイス飲料へのグリセロールの使用に関する以前の評価で導出した ARfD 等が固形食品にも適用可能であるか評価した。

- グリセロール（グリセリンとも表記）は、植物油や動物油脂に含まれる、甘味のある無色の液体である。食品添加物 E422 として食品への使用が認可されているが、甘味料としては認可されていない。例えば、スラッシュアイスなどのフレーバー飲料や、焼き菓子などの固形食品にも使用できる。使用量の上限は設定されておらず、必要な量だけ（「quantum satis」）使用できる。
- グリセロールは、例えば頭蓋内圧の上昇を抑えるなど、医療分野でも使用される。
- 2025 年に、BfR は、スラッシュアイス飲料を介したグリセロールの摂取が健康リスクと関連しているかどうかを調査した（参照 1）。評価の結果、食品監視当局が当時測定したスラッシュアイスに含まれるグリセロールの平均含有量を考慮すると、少量のスラッシュアイスでも、幼児には医療分野で頭蓋内圧への影響が観察された量のグリセロールを摂取する可能性があることが判明した。
- 2026 年 3 月、欧州食品安全機関（EFSA）は、グリセロール含有飲料を 1 回摂取した場合の急性参照用量（ARfD）を設定した（参照 2）。これは、健康に重大なリスクを及ぼすことなく摂取できるグリセロールの量を規定している。EFSA が設定した 125 mg/kg 体重という値は、BfR のリスク評価と一致する。
- 本意見書において、BfR は、両方の評価における結論が、グリセロールが固形食品を介して摂取される場合にも適用されるかどうかについて検討している。理想的には、これ

はケースバイケースで評価されるべきである。しかし、BfR の見解では、Nicolaiew ら (1995) によるヒトを対象とした研究を考慮し、また問題となっている特定の食品マトリックスに関する対応するヒト実験データが存在しないことを踏まえると、固形食品由来のグリセロールの吸収速度が、スラッシュアイス飲料やその他の飲料由来のものよりも遅くはないと仮定することは妥当である。したがって、体内での影響は同様であると想定できる。

- したがって、BfR の見解では、EFSA が飲料におけるグリセロールの使用に関する評価の過程で導出した ARfD (125 mg/kg 体重/日) と、BfR が以前にスラッシュアイス飲料におけるグリセロールの使用に関する評価の過程で特定した最低治療有効用量 (the lowest therapeutically effective dose: 250 mg/kg 体重) は、原則として、ファインベカリー製品を含む固形食品におけるグリセロールの使用に関する評価にも適用可能である。

* 参照 :

1. BfR (2025) Glycerol in slush ice drinks can cause undesirable health effects. Opinion No. 004/2025.

<https://www.bfr.bund.de/en/opinions/glycerin-in-slush-ice-getraenken-kann-unerwuenschte-gesundheitliche-wirkungen-hervorrufen/>

2. EFSA (2026) Panel on Food Additives and Flavourings (FAF). Safety of acute exposure to the food additive glycerol (E 422) from beverages.

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/10.2903/j.efsa.2026.10057>

* 関連記事 :

食品安全情報 (化学物質) No. 8/ 2025 (2025. 04. 16)

【BfR】スラッシュアイス飲料に含まれるグリセロールは望ましくない健康影響を起こす可能性がある

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202508c.pdf>

食品安全情報 (化学物質) No. 10/ 2026 (2026. 05. 13)

【EFSA】飲料からの食品添加物グリセロール (E 422) の急性ばく露の安全性

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202610c.pdf>

食品安全情報 (化学物質) No. 15/ 2026 (2026. 07. 22) 別添

【BfR】冷たくて鮮やかな色 : グリセロール入りのスラッシュアイス飲料は、健康に有害影響を及ぼす可能性がある

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202615ca.pdf>

-
- フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

<https://www.anses.fr/en>

1. PNR EST : 2025 年度の環境・労働衛生に関する 36 件の研究プロジェクトが選定された

PNR EST : 36 research projects on environmental and occupational health selected for 2025

03/09/2026

<https://www.anses.fr/en/content/pnr-est-36-research-projects-environmental-and-occupational-health-selected-2025>

ANSES は、環境・労働衛生に関する国家研究プログラム (PNR EST) の 2025 年度公募に基づき選定された 36 件の研究プロジェクトのリストを公表した。これらのプロジェクトには総額 620 万ユーロの資金が割り当てられている。これらのプロジェクトは、一般集団又は職業集団におけるヒトの健康に対する環境リスク、及び生態系の健康に対するリスクに関する新たな知見を生み出すことを目指しており、様々なテーマに基づいて選ばれている。選定された 36 件のうち 17 件は人々がばく露される可能性のある化学物質とそれに関連する潜在的なリスクに焦点を当てており、これらの物質には、内分泌かく乱物質や植物保護製品が含まれる。このうち 4 つのプロジェクトは PFAS (パー及びポリフルオロアルキル化合物) に特化している。

● フィンランド食品局 (Ruokavirasto / Finnish Food Authority)

<https://www.ruokavirasto.fi/en/>

1. 植物由来の乳及び肉の代替品は概ね安全だが、リスクが全くないわけではない

Plant-Based Alternatives to Milk and Meat Are Generally Safe, but Not Entirely Risk-Free

September 9/2026

<https://www.ruokavirasto.fi/en/themes/risk-assessment/risk-assessment-news/news-about-risk-assessment/plant-based-alternatives-to-milk-and-meat-are-generally-safe-but-not-entirely-risk-free/>

(抜粋)

フィンランド食品局とフィンランド技術研究センター (VTT) による総説が *Food Science & Nutrition* 誌に掲載された。本総説は、植物由来の乳製品及び肉の代替品に関する化学的及び微生物学的リスク、ならびに栄養特性についての最新の研究をまとめたものである。

新興カビ毒に関するさらなる情報が必要

本総説によると、植物由来の飲料や肉代替品には様々なカビ毒が含まれている可能性がある。いくつかの研究では、エンニアチン類やアルテルナリア属のカビが産生する化合物な

どの、いわゆる新規又は新興カビ毒が特定されている。これらの化合物は現在、他のよく知られているカビ毒ほど包括的に監視・規制されておらず、健康影響に関する情報も不十分である。従って、汚染実態や健康影響の可能性に関するさらなる研究が重要である。

原材料がリスクプロファイルに影響を与える

植物由来製品の安全性は、使用される原材料に大きく依存する。コメを原料とする飲料からは無機ヒ素が検出されており、そのため EU では、これらの製品に対して最大基準値 (ML) が設定されている。本総説によれば、将来的には特定のナッツ由来飲料のヒ素濃度にもより一層注意する必要がある。

また一部の製品では、高濃度のアルミニウム、ニッケル、鉛、カドミウムが検出された。しかし研究者らは、入手可能なデータは比較的限られていると強調している。

植物由来の肉代替品には、アクリルアミドなど、加工過程で生成される化合物が含まれている可能性もある。これらの化合物の含有状況についてはさらなる研究が必要である。研究グループの次のプロジェクトである **PROTETURVA** では、フィンランド市場で販売されている製品に関する追加データが提供される予定である。

栄養学的観点からの利点と留意点

植物由来の代替品には、多くの場合食物繊維が含まれており、乳糖やコレステロールは含まれていない。また、比較可能な動物由来製品に比べて飽和脂肪の含有量が少ない場合もある。

一方、タンパク質の量や質は製品によって異なる。また、特定のビタミン類やミネラル類に関しては、製品に強化されていない限り、摂取量が不十分となる可能性がある。特に小児については、カルシウム、ビタミン D、ビタミン B12、ヨウ素の十分な摂取量の確保に注意すべきである。

さらなる研究が必要

本総説によると、現在市場に出回っている植物由来製品は概ね安全である。しかし、その利用が広がるにつれて、さらなる研究、モニタリング、及びリスク評価が必要となる。特に、植物由来製品に関連する新興カビ毒、加工過程での汚染物質、及び微生物学的リスクについての理解を深めるための研究が求められる。

本研究はフィンランド農林省の助成によるプロジェクトの一環として実施された。このプロジェクトの最終セミナー（2026 年 9 月 17 日）では、フィンランド市場で販売されている製品に焦点を当てたリスク評価が公表される予定である。

* 発表論文（総説）

Sohlberg E et al., Food Safety and Nutritional Aspects of Plant-Based Dairy and Meat Alternatives: A Review.

Food Science & Nutrition 14, no. 7: e72062. <https://doi.org/10.1002/fsn3.72062>

● 米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）<https://www.fda.gov/>

1. FDA が牛における新世界ラセンウジバエのジェネリック医薬品の緊急使用許可を発行 FDA Issues Emergency Use Authorization for Generic Drug to Prevent New World Screwworm in Cattle

08/27/2026

<https://www.fda.gov/news-events/press-announcements/fda-issues-emergency-use-authorization-generic-drug-prevent-new-world-screwworm-cattle>

米国食品医薬品局(FDA)は、牛の新世界ラセンウジバエ寄生（蠅蛆症）予防のための Bimectin(イベルメクチン)注射剤に対し、出生後 24 時間以内、去勢時、又は創傷の出現時に投与する緊急使用許可(Emergency Use Authorization：EUA)を発行した。これは、トランプ政権の新世界ラセンウジバエから米国農業を守るという目標の前進である。Bimectin 注射剤は、泌乳期の乳牛や仔牛肉に加工される子牛への使用は許可されていない。

フードサプライの安全性を維持し、医薬品残留を避けるためには、畜産農家は 35 日間のと殺前休薬期間を厳守し、泌乳期の乳牛や仔牛肉に加工される子牛には Bimectin 注射剤を注射しないことが重要である。

利用可能な科学的証拠に基づき、FDA は Bimectin 注射剤が許可された使用により特定の牛の新世界ラセンウジバエの蠅蛆症予防に効果的であると考えるのが妥当であり、この製品の既知及び潜在的なベネフィットは、既知及び潜在的なリスクを上回ると結論付けた。

Bimectin 注射剤は、2026 年 2 月に牛の新世界ラセンウジバエの蠅蛆症予防のために承認された Ivomec のジェネリック版である。FDA は牛の様々な寄生虫の治療及び管理のために Bimectin 注射剤を承認済みである。この EUA は Bimectin 注射剤のみを対象としており、他の剤形は認可していない。

Bimectin 注射剤は処方箋なしで市販されている。牛生産者は、製品表示及びファクトシートに従い、Bimectin 注射剤を使用する責任がある。

この緊急使用許可は、取り消されるか、又は米国保健福祉省（HHS）長官が、「新世界ラセンウジバエによってもたらされる可能性のある公衆衛生上の緊急事態が、新世界ラセンウジバエに対する動物用医薬品の緊急使用許可を正当化する」という宣言を終了するまで有効である。

* 関連情報：Fact Sheet: Emergency Use Authorization of Bimectin (ivermectin)
Injection for New World Screwworm (NWS)

<https://www.fda.gov/media/194436/download>

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 17/ 2026（2026. 08. 19）

【FDA】FDA、ヒツジ、ウシ、ヤギ、ブタなど複数の動物種における新世界スクリーウォームの予防薬に対し緊急使用許可を発行

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202617c.pdf>

2. ガイダンス

- ヒト用食品中の動物用医薬品残留物の安全性を評価する試験：生殖毒性試験(改訂版 1)

CVM GFI #115 (VICH GL22) : Studies to Evaluate the Safety of Residues of Veterinary Drugs in Human Food: Reproduction Toxicity Testing (Revision 1)

09/01/2026

<https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/cvm-gfi-115-vich-gl22-studies-evaluate-safety-residues-veterinary-drugs-human-food-reproduction>

事業者向け最終ガイダンス GFI #115 (VICH GL22(R))「ヒト用食品中の動物用医薬品残留物の安全性を評価する試験：生殖毒性試験(改訂版 1)」が公表された。

本ガイダンスは、動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議(VICH : International Cooperation on Harmonisation of Technical Requirements for Registration of Veterinary Medicinal Products)によって、動物用医薬品用として作成された。このガイダンスの目的は、長期間の低用量ばく露による生殖への影響を評価するために適切な生殖毒性試験の国際的な調和を確保することである。

本ガイダンスは、関連規制当局によるヒト用食品中の動物用医薬品残留物の許容一日摂取量 (ADI) の決定に必要な安全性データの相互受け入れを促進するために作成された一連の VICH ガイダンスの一つである。本ガイダンス文書は、VICH GL22(R)ガイドラインに記載された VICH の推奨事項を反映している。

本ガイダンスは、ヒト用食品中の動物用医薬品残留物の安全性評価の全体的戦略に関するガイダンスと併せて読む必要がある(VICH GL33 (GFI #149) を参照)。

*官報

International Cooperation on Harmonisation of Technical Requirements for Registration of Veterinary Medicinal Products; Studies To Evaluate the Safety of Residues of Veterinary Drugs in Human Food: Reproduction Testing (Revision 1); Guidance for Industry; Availability

<https://www.federalregister.gov/documents/2026/09/02/2026-17927/international-cooperation-on-harmonisation-of-technical-requirements-for-registration-of-veterinary>

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 12/ 2024（2024. 06. 12）

【FDA】CVM GFI #115 (VICH GL22)ヒト用食品中の動物用医薬品残留物の安全性を評価する研究：生殖毒性試験(改訂 1)

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2024/foodinfo202412c.pdf>

- ヒト用食品中の動物用医薬品残留物の安全性を評価する試験：遺伝毒性試験(改訂版 2)

CVM GFI #116 (VICH GL23 (R2)) : Studies to Evaluate the Safety of Residues of

Veterinary Drugs in Human Food: Genotoxicity Testing (Revision 2)

09/01/2026

<https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/cvm-gfi-116-vich-gl23-r2-studies-evaluate-safety-residues-veterinary-drugs-human-food-genotoxicity>

事業者向け最終ガイダンス GFI #116 (VICH GL232(R2))「ヒト用食品中の動物用医薬品残留物の安全性を評価する試験：遺伝毒性試験(改訂版 2)」が公表された。本ガイダンスは、VICH によって、動物用医薬品用として作成された。ヒトの食品における動物用医薬品の残留物の安全性を確立するために、遺伝毒性作用による潜在的なハザードの調査を含む、いくつかの毒性学的評価が推奨される。説得力のある根拠がない限り、遺伝毒性物質を潜在的発がん物質と見なすのが賢明である。ガイダンスの目的は、動物用医薬品残留物の遺伝毒性試験の国際的調和を確保することである。

本ガイダンスは、関連規制当局によるヒト用食品中の動物用医薬品残留物の許容一日摂取量 (ADI) の決定に必要な安全性データの相互受け入れを促進するために作成された一連の VICH ガイダンスの一つである。本ガイダンス文書は、VICH GL23(R2)ガイドラインに記載された VICH の推奨事項を反映している。

本ガイダンスは、ヒト用食品中の動物用医薬品残留物の安全性評価の全体的戦略に関するガイダンスと併せて読む必要がある(VICH GL33(GFI #149)を参照)。

*官報

International Cooperation on Harmonisation of Technical Requirements for Registration of Veterinary Medicinal Products; Studies To Evaluate the Safety of Residues of Veterinary Drugs in Human Food: Genotoxicity Testing (Revision 2); Guidance for Industry; Availability

<https://www.federalregister.gov/documents/2026/09/02/2026-17928/international-cooperation-on-harmonisation-of-technical-requirements-for-registration-of-veterinary>

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 21/ 2024（2024. 10. 16）

【FDA】ガイダンス文書案 CVM GFI #116 (VICH GL23 (R2))ヒト用食品中の動物用医薬品残留物の安全性を評価するための研究：遺伝毒性試験(改訂 2)

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2024/foodinfo202421c.pdf>

* 参考情報：VICH GL-33（CVM GFI #149）

Studies to Evaluate the Safety of Residues of Veterinary Drugs in Human Food: General Approach to Testing

<https://www.fda.gov/media/69960/download>

3. 公示

FDA は、消費者に対し、以下の製品を購入又は使用しないよう勧告する。FDA の分析により、表示されていない医薬品成分が含まれていることが確認された。

- 減量を謳ってオンラインや小売店で宣伝、販売されている製品

- **ZUBB Dietary Supplement**

ZUBB Dietary Supplement may be harmful due to hidden ingredient

09/04/2026

<https://www.fda.gov/drugs/medication-health-fraud-notifications/zubb-dietary-supplement-may-be-harmful-due-hidden-ingredient>

国際郵便の調査において、FDA の検査で、ZUBB Dietary Supplement から製品ラベルに記載されていないシルデナフィルが検出された。

- 性機能増強を謳ってオンラインや小売店で宣伝、販売されている製品

- **MAXMAN Coffee**

MAXMAN Coffee may be harmful due to hidden drug ingredient

09/02/2026

<https://www.fda.gov/drugs/medication-health-fraud-notifications/maxman-coffee-may-be-harmful-due-hidden-drug-ingredients>

FDA の検査で、MAXMAN Coffee から製品ラベルに記載されていないシルデナフィル及びタダラフィルが検出された。

4. リコール情報

- **LMSI 社/Kofinas Olive Oil** は、料理用途が認可されていないニンニクエッセンシャルオイルを使用したとして、**Garlic Mediterranean Infused Extra Virgin Olive Oil** を自主的リコール

LMSI LLC/Kofinas Olive Oil Issues a Voluntary Recall of its Garlic Mediterranean Infused Extra Virgin Olive Oil for Using a Garlic Essential Oil Not Approved for Culinary Use

August 31, 2026

<https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts/lmsi-llckofinas-olive-oil-issues-voluntary-recall-its-garlic-mediterranean-infused-extra-virgin>

LMSI 社の Kofinas Olive Oil は、料理用途が認可されていないニンニクエッセンシャルオイルを使用したため、Garlic Mediterranean Infused Extra Virgin Olive Oil を自主的にリコールしている。製品は、店舗及びオンラインで販売されていた。

- **Ana Salazar Modela Tu Cuerpo** 社は、表示されていないフルオキシセチン及び 2,4-ジニトロフェノール(DNP)の存在により、**LipoFit Extreme Fat Burner 2.0** の全国的な自主的リコールを発表する

Ana Salazar Modela Tu Cuerpo Inc. Issues Nationwide Voluntary Recall of LipoFit Extreme Fat Burner 2.0 Due to Presence of Undeclared Fluoxetine and 2,4-Dinitrophenol (DNP)

August 31, 2026

<https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts/ana-salazar-modela-tu-cuerpo-inc-issues-nationwide-voluntary-recall-lipofit-extreme-fat-burner-20>

FDA の分析によると、LipoFit Extreme Fat Burner 2.0 の昼用錠剤から表示されていないフルオキシセチン、夜用錠剤から表示されていない 2,4-ジニトロフェノール(DNP)が検出された。製品は、減量を謳ったダイエットサプリメントとして、オンラインで販売されていた。

- **SUPPLX**社は、表示されていないヨヒンビンのため、**Business Pill and Branch Manager for Men** の全国的に自主的リコールする

SUPPLX.com Issues Voluntary Nationwide Recall of Business Pill and Branch Manager for Men Due to Undeclared Yohimbine

September 04, 2026

<https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts/supplxcom-issues-voluntary-nationwide-recall-business-pill-and-branch-manager-men-due-undeclared>

FDA の検査で、男性用性機能向上のためのダイエットサプリメントとして販売されている本製品にヨヒンビンが含まれていることが判明した。製品写真あり。

- 米国環境保護庁（EPA：Environmental Protection Agency）<https://www.epa.gov/>

1. EPA、グリホサートがヒトの健康に及ぼす影響に関する公開文献調査報告書を公表し、一般からの意見を募集

EPA Releases Glyphosate Human Health Open Literature Search Document for Public Feedback

August 25, 2026

<https://www.epa.gov/pesticides/epa-releases-glyphosate-human-health-open-literature-search-document-public-feedback>

米国環境保護庁（EPA）は、今後公表されるグリホサートのヒト健康へのリスク評価報告書の資料となる包括的な公開文献調査の結果を公表し、一般からの意見を募集している。

登録審査（registration review、農薬再評価プロセス）の一環として、EPA は、科学的デ

ータの進展に伴いグリホサートが引き続き登録に関する法的基準を満たしていることを確認するため、再評価を行っている。一般に公開されている研究は膨大かつ増加しているため、EPA は定期的に公開文献調査を実施し、関連する査読済み研究を特定、選別、評価し、取り入れている。また EPA は、意見募集期間中に提出された公開文献についてもレビューを行う。

本報告書では、システマティックレビューの手順を説明し、EPA が特定した研究のリストを提示している。このリストには、2017 年の前回の公開文献レビュー以降に発表された論文の検索結果も含まれている。EPA は、食品や水に含まれる残留物に関連する食事由来のリスクを含む、今後のヒト健康リスク評価の根拠として、追加の関連研究を活用する予定である。

今回の意見募集は、EPA が今後の検討対象とする可能性のある、ピアレビューを経たゴールドスタンダードの研究を特定することに特に焦点を当てている。EPA は利害関係者に対し、検討対象となり得る具体的な研究を提示するよう奨励している。意見募集期間は 2026 年 9 月 24 日まで。

グリホサートのリスク評価は 2026 年後半に終了する予定である。その後 EPA は、リスク評価結果を公表して意見募集を行う予定である。

＊公開文献調査報告書

Glyphosate Human Health Hazard Assessment: Open Literature Review (August 2026)

<https://www.regulations.gov/document/EPA-HQ-OPP-2009-0361-14450>

Glyphosate Open Literature Search Spreadsheet (August 2026)

<https://www.regulations.gov/document/EPA-HQ-OPP-2009-0361-14451>

＊グリホサート登録審査ウェブサイト（意見募集サイトへのリンクあり）

<https://www.regulations.gov/docket/EPA-HQ-OPP-2009-0361/document>

2. EPA、動物実験のさらなる削減と化学物質審査の科学的水準の引き上げに向けた 2 つの主要な科学的進歩を発表

EPA Announces Two Major Scientific Advancements to Further Eliminate Animal Testing, Raise the Scientific Bar for Chemical Reviews

August 27, 2026

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-two-major-scientific-advancements-further-eliminate-animal-testing-raise>

EPA は、新規化学物質及び農薬の安全性審査を近代化し、動物実験への依存をさらに低減することを目的とした、2 つの主要な科学的進歩を発表した。これらの新しい手法により、EPA は、特定の化学物質や農薬の吸入及び経口ばく露により起こりうるリスクを、より迅速

速でヒトとの関連性が高い評価を実施できるようになり、透明性、規制の確実性、そしてヒトの健康と環境の保護に対する EPA の取り組みを前進させる。

発表された統合的な解決策は以下の 2 つである。

- 界面活性剤の評価の近代化：EPA は、3D ヒト気道組織を用いて、界面活性剤が肺にどのような刺激を与えるかをより正確に予測できるよう、科学的枠組みを更新した。これにより、より迅速で、ヒトとの関連性が高く、動物実験への依存度の低い科学的な手法が提供される。審査担当者は新たな動物実験を求めることなく、既存のデジタルモデルを用いてリスクを推定できるようになる。
- GHS 混合物規格の採用：EPA は、一部の農薬の経口毒性を予測するために、国際的に認められ、科学的に裏付けられた計算式である「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）の混合物計算式（mixtures equation）」を採用する。国立環境健康科学研究所（NIEHS）と共同で約 700 種類の農薬製品を評価した結果、この混合物計算式により、経口ばく露による毒性が極めて低い製品を確実に特定できることが示された。この計算式を用いることで、EPA は混合物の既知の成分に基づいてリスクを正確に評価することができ、最終的な混合製品について動物実験を行う必要がなくなる。

EPA の戦略の重要な柱の 1 つは、「新たな評価手法（NAMs）」と呼ばれる動物実験の代替法の推進である。NAMs は、コンピュータモデリング、細胞ベースの研究、データ共有プラットフォームなどの先進的な化学物質試験技術であり、生きた動物を使用せずに化学物質の毒性を推定する手法である。NAMs により、化学物質がヒトの細胞や生物学的経路に与える影響を直接評価し、動物実験よりも短時間で、起こりうる健康リスクをより正確に予測できるようになる。

これらの最新ツールを活用することで、EPA は、革新的な化学物質をより迅速に審査し、動物実験を削減しつつ科学的水準を引き上げ、ヒトの健康と環境をよりよく保護することができる。EPA はまた、さらなる動物実験代替法を特定するため、主要な科学パートナー（熟練した科学者、動物福祉活動家、動物実験廃止に向けた EPA の取り組みに賛同する NGO など）と引き続き協力していく。

2035 年までにすべての動物実験の段階的廃止を完了する

EPA は 2019 年、第三者機関によるものを含めた、哺乳類を用いるすべての試験の要請及び資金提供を 2035 年までに段階的に廃止するという目標を定めた覚書を発表した。また、2016 年の有害物質規制法（TSCA）改正により、EPA に対し、科学的試験における脊椎動物の使用を削減または代替する手法の開発及び導入を促進することが明確に義務付けられた。

EPA は、動物実験の段階的廃止を確実に進め、2035 年という目標を達成するために、3 つの柱からなる戦略を推進している。

- 従来の動物実験の代替法として現在利用可能な NAMs を特定する。
- 毒性評価のためのデータ要件を満たす際や、動物実験要件をさらに削減するための免

除を発出する際の柔軟性を確保するため、EPA のガイダンス及び連邦規則集 (CFR) の包括的な見直しを行う。

- 外部の研究者やデータ提供者に対し、可能な限り NAMs の利用や動物実験の免除申請をするよう奨励する。

＊関連情報

New Chemicals Division Reference Library

<https://www.epa.gov/reviewing-new-chemicals-under-toxic-substances-control-act-tsca/new-chemicals-division-reference>

(NAMs を用いた界面活性剤評価の関連資料へのリンクあり)

Strategic Vision for Adopting New Approach Methodologies - Replacement Strategies

<https://www.epa.gov/pesticide-science-and-assessing-pesticide-risks/strategic-vision-adopting-new-approach-2#mixtures>

(GHS の混合物計算式に関する説明あり)

＊関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 13/ 2026（2026. 06. 24）

【EPA】トランプ政権下の EPA は動物実験廃止のための新たな措置を取る

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202613c.pdf>

3. EPA、飲料水に含まれる可能性のある汚染物質に関する国の理解を深めるため、最先端の科学研究を開始

EPA Launches Cutting-Edge Scientific Study to Strengthen Nation's Understanding of Potential Pollutants in Drinking Water

September 9, 2026

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-launches-cutting-edge-scientific-study-strengthen-nations-understanding-potential>

EPA は、飲料水にどのような汚染物質が含まれている可能性があるかについての理解を深めるための、最先端の方法を用いる新たな科学研究を発表した。これは EPA の科学者により実施される研究であり、医薬品、パー及びポリフルオロアルキル化合物 (PFAS)、及び 1,000 種類以上の潜在的な汚染物質を含む幅広い汚染物質をスクリーニングするものである。この研究では、飲料水サンプル中に存在する未知の汚染物質を特定することが可能なノンターゲット分析が用いられる。従来の分析方法では一度に数種類の特定の化学物質しか測定できないのに対し、ノンターゲット分析では数千の潜在的な汚染物質をスクリーニングすることができる。結果として得られる知見は、飲料水の安全性を確保するための EPA の今後の取り組みの優先順位付けに役立つであろう。

この新たな研究は、EPA が実施している既存の安全飲料水法プログラムを補完するものである。2026 年 4 月、EPA は汚染物質候補リスト 6 (CCL6) 案を公表し、マイクロプラ

スチック及び医薬品を CCL で初めて優先順位の高い汚染物質に指定した。2026 年 6 月には、現在規制対象ではないが飲料水中に存在する可能性がある汚染物質のモニタリングを義務付ける、第 6 次未規制汚染物質モニタリング規則（UCMR6）を提案した。UCMR6 では、30 種類の未規制汚染物質を検出するため、既存の承認済みの方法を用いたモニタリングが義務付けられる。EPA の新たな研究におけるノンターゲット分析は、安全飲料水法の汚染物質候補リストや未規制汚染物質モニタリングでは対応されていないギャップを埋めることで、これらの取り組みを補完するものである。

＊関連記事

食品安全情報（化学物質）No. 8/ 2026（2026. 04. 15）

【EPA】EPA は飲料水からマイクロプラスチック、医薬品及び潜在的な隠れた汚染物質を排除するために大胆な措置を講じる

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202608c.pdf>

食品安全情報（化学物質）No. 14/ 2026（2026. 07. 08）

【EPA】EPA、飲料水中の汚染物質に関する科学を推進するためのデータ収集の新たな措置を発表

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202614c.pdf>

● 米国農務省（USDA : Department of Agriculture）<https://www.usda.gov/>

1. 全国残留物検査プログラムにおける化学物質の分析方法の拡充・導入

● FSIS、新世界ラセンウジバエ対策支援のため多成分分析法を拡充

FSIS Expands Multi-Residue Methods to Support New World Screwworm Response
Constituent Update - August 28, 2026

<https://www.fsis.usda.gov/news-events/news-press-releases/constituent-update-august-28-2026>

米国農務省食品安全検査局（FSIS）は、新世界ラセンウジバエの治療及び予防に使用される動物用医薬品に関連する残留物のモニタリングをより多くの家畜種に拡大するため、分析能力の更新を進めている。FSIS 検査室は、新たに承認又は認可された新世界ラセンウジバエ治療に関連する分析対象物質をモニタリングするため、National Residue Program（NRP：全国残留物検査プログラム）の下で採用されている多成分分析法を拡大する。この拡大は、牛の筋肉及び腎臓に適用される分析法（CLG-MEGA1 及び CLG-MRM3）の対象物質にフルララネル及びプロポクスルが追加された 2026 年 7 月 17 日の発表に基づくものである。

CLG-MEGA1（超高速液体クロマトグラフィー・タンデム質量分析法（UHPLC-MS/MS）による動物用医薬品及び農薬の残留物のスクリーニング）は、羊、山羊、及び豚の筋肉を適

用範囲に含めるよう拡大される。CLG-MRM3（UHPLC-MS/MS による動物用医薬品残留物のスクリーニング及び確定）も同様に羊、山羊、及び豚の筋肉と腎臓を適用範囲に含めるよう拡大される。

更新された分析法は FSIS の Chemistry Laboratory Guidebook ウェブページに掲載される。

● FSIS、農薬残留物の新たなスクリーニング法を導入

FSIS to Implement New Screening Method for Pesticide Residues

Constituent Update - September 4, 2026

<https://www.fsis.usda.gov/news-events/news-press-releases/constituent-update-september-4-2026>

FSIS は、2026 年 9 月 30 日以降の検体に対して、新たな農薬残留物スクリーニング法である CLG-PSTG1（ガスクロマトグラフィー・タンデム質量分析法（GC-MS/MS）による農薬残留物のスクリーニング）を導入する。CLG-PSTG1 は、牛、豚、家禽、山羊、羊の筋肉組織、ナマズ目の筋肉、及び卵製品に含まれる農薬の検査に使用される。FSIS は現在、GC 分析に適した農薬のスクリーニングには CLG-PST5（LC-MS/MS 及び GC-MS/MS による農薬のスクリーニング）を使用している。CLG-PSTG1 が導入されれば、GC 分析に適した農薬のスクリーニングに関して CLG-PST5 に取って代わる。

CLG-PSTG1 の主な利点は以下の通りである。

- 35 種類の農薬残留物がスクリーニング対象である。
- 現在 CLG-PST5 を用いてスクリーニングされている 31 種類の農薬をすべて対象とする。
- デルタメトリン、フェンバレレート、マイレックスが対象に追加される。
- シペルメトリンが対象に追加される。これにより、米国食品医薬品局（FDA）の条件付き承認及び緊急使用許可リストに掲載されている動物用医薬品が新世界ラセンウジバエの治療に使用された際に、FSIS が対応できるようになる。
- より効率的な抽出手順により検査時間が短縮される。
- スクリーニング結果を約 1 営業日早く提供できる。

LC 分析に適した農薬のスクリーニングに関しては、以前は CLG-PST5 が使用されていたが、現在は 2024 年に導入された CLG-MEGA1（超高速液体クロマトグラフィー・タンデム質量分析法（UHPLC-MS/MS）による動物用医薬品及び農薬の残留物のスクリーニング）が使用されている。CLG-PSTG1 と CLG-MEGA1 を組み合わせることで、化学物質残留物検査をより迅速かつ効果的に行うための FSIS の近代化における主要な段階が完了する。

CLG-PSTG1 は、2026 年 9 月 30 日までに FSIS の Chemistry Laboratory Guidebook ウェブページに掲載される。

* Chemistry Laboratory Guidebook

<https://www.fsis.usda.gov/news-events/publications/chemistry-laboratory-guidebook>

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 16/ 2026（2026. 08. 05）

【USDA】FSIS、動物用医薬品残留物の検査能力を拡充

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202616c.pdf>

● カナダ食品検査庁（CFIA：Canadian Food Inspection Agency）

<https://inspection.canada.ca/eng/1297964599443/1297965645317>

1. 選択した食品中のダイオキシン類及びダイオキシン様化合物 - 2021 年 4 月 1 日～
2024 年 3 月 31 日

Dioxins and dioxin-like compounds in selected foods – April 1, 2021, to March 31, 2024
2026-08-28

<https://open-science.canada.ca/items/a988090b-cab9-40ef-b08a-d86dc4cac966>

（ターゲット調査）

ダイオキシン類及びダイオキシン様化合物は、環境中に存在する化学汚染物質であり、結果として食品にも含まれる。これらの化合物は、毒性学的及び化学的類似性に基づいて 3 つのグループに分類される：ポリ塩化ジベンゾ-*p*-ダイオキシン（ダイオキシン類又は PCDD 類）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF 類又はフラン類）、及びポリ塩化ビフェニル（ダイオキシン様 PCB 類又は DL-PCB 類）。ダイオキシン類及びダイオキシン様化合物は、主に乳製品、動物組織/脂肪、卵に含まれている。土壌や植物の表面に蓄積されるため、油の多い植物から作られた製品にも含まれることがある。ダイオキシン類及びダイオキシン様化合物は食品の摂取を通じてヒトの肝臓や脂肪組織に蓄積され、皮膚疾患（例えば、塩素ざ瘡）、肝臓及び甲状腺障害、内分泌系、神経系、生殖系及び免疫系の障害、発達影響、及び特定の種類のがんなど、様々な健康影響と関連している。ダイオキシン類及びダイオキシン様化合物への食事性ばく露を最小限に抑える最良の方法は、食品及び飼料の汚染を予防及び低減することである。

今回の調査では、ダイオキシン類及びダイオキシン様化合物の検出率が最も高いサンプルは、種子や種子バター(73%)で、検出されたサンプルの中で最も低い割合は、松の実(59%)であった。食品中のダイオキシン類及びダイオキシン様化合物の総濃度に関するカナダの規則はないが、本調査で観察された濃度は、カナダ保健省化学物質安全局によって評価され、いずれのサンプルもヒトの健康に安全上の懸念はないと判断された。

<調査結果>

今回の調査では、2021 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日の間に、カナダ国内の主要 11 都市にある地域/小売店から様々な種類の松の実、海藻製品、食用種子及び種子バターのサ

サンプルが収集された。183 サンプルのうち、66% (120 サンプル) からダイオキシン類及びダイオキシン様化合物が検出された。調査対象となった 3 種類の製品のうち、平均 UB TEQ (upper bound toxic equivalency : 毒性等量の上限) 及び LB TEQ (lower bound TEQ : 毒性等量の下限) 濃度の値が最も高かったのは、乾燥海藻製品であった (それぞれ 0.0022 pg TEQ/g 及び 0.224 pg TEQ/g)。

松の実

松の実 17 サンプルのうち、10 サンプル (59%) からダイオキシン類及びダイオキシン様化合物が検出された。LB TEQ の平均値は 0.0006 pg TEQ/g、UB TEQ の平均値は 0.110 pg TEQ/g であった。松の実は、本調査のカテゴリーの中で、LB TEQ 及び UB TEQ のいずれにおいても、平均濃度及び最大濃度が最も低かった。

海藻製品

海藻スナック、寿司用海苔、乾燥昆布など、乾燥させた、直火で焼いた (grilled)、又は焼いた (roasted) 海藻製品が検査された。92 サンプル中 56 サンプル (61%) から、ダイオキシン類及びダイオキシン様化合物が検出された。調査対象のカテゴリーの中で、海藻製品は LB TEQ 及び UB TEQ のいずれにおいても、平均濃度及び最大濃度が最も高かった。カナダ保健省は、これらの製品から検出された濃度を評価し、摂取しても安全であると判断した。

種子及び種子バター

チアシード、亜麻仁、ヘンプシード、カボチャの種、ゴマ、ヒマワリの種 (計 38 サンプル) と、カボチャの種子バター、ヒマワリの種子バター、タヒニ (訳注: ゴマペースト) (計 36 サンプル) の合計 74 サンプルが検査された。ダイオキシン類及びダイオキシン様化合物は 74 サンプル中 54 サンプル (73%) から検出され、検出率は種子 (38 サンプル中 31 サンプルで 82%) の方が、種子バター (36 サンプル中 23 サンプル、64%) よりも高い結果となった。すべての種子製品における LB TEQ 濃度の平均は 0.0016 pg TEQ/g であり、種子と種子バターの平均 LB TEQ 濃度は同程度であった (それぞれ 0.0017 pg TEQ/g 及び 0.0015 pg TEQ/g)。全体的な平均 UB TEQ 濃度は 0.114 pg TEQ/g であり、種子バターの方が種子よりも高い平均 UB TEQ 濃度を示した (それぞれ 0.134 pg TEQ/g 及び 0.0957 pg TEQ/g)。

* 関連記事 : 食品安全情報 (化学物質) No. 15/ 2025 (2025. 07. 23)

【CFIA】選択した食品中のダイオキシン類及びダイオキシン様化合物 - 2014 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202515c.pdf>

● オーストラリア・ニュージーランド食品基準局 (FSANZ : Food Standards Australia

New Zealand) <https://www.foodstandards.gov.au/Pages/default.aspx>

1. 栄養パネル計算ツールの更新

Nutrition Panel Calculator dataset update

3 September 2026

<https://www.foodstandards.gov.au/news/nutrition-panel-calculator-dataset-update>

栄養パネル計算ツール (Nutrition Panel Calculator : NCP) のデータセットが更新され、利用可能となった。更新されたデータセットには、正確な栄養成分表示パネルの算出を引き続き支援するために、改訂された食品及び栄養素情報が含まれている。

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 13/ 2026（2026. 06. 24）

【FSANZ】間もなく栄養パネル計算ツールが更新される

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202613c.pdf>

2. FSANZ 理事会：食品規制に専門知識を活かす

FSANZ Board: Bringing expertise to food regulation

3 September 2026

<https://www.foodstandards.gov.au/news/fsanz-board-bringing-expertise-food-regulation>

オーストラリア・ニュージーランド食品基準委員会（FSANZ）理事会は、食品基準が確固たる証拠に基づいたプロセスを通じて策定されることを保証する上で重要な役割を果たしている。1991 年オーストラリア・ニュージーランド食品基準法に基づき設立された同理事会は、FSANZ の責任機関であり、Food Standards Code（Code）の変更承認が責務の一つに含まれる。理事会メンバーは、オーストラリア政府が食品大臣会議と協議の上任命し、食品科学、公衆衛生、消費者問題、一次生産、食品製造、行政など、幅広い分野における専門知識に基づいて選出される。こうした多様なスキルと経験の組み合わせが、重要な食品規制に関する決定を下す際に、様々な視点が考慮されることを保証するのに役立っている。理事会が Code の変更案を承認すると、その決定はオーストラリアとニュージーランドの食品担当大臣によって検討され、大臣は、変更の実施を許可するか、FSANZ に決定の見直しを要請するかのいずれかを選択できる。

FSANZ の事業計画が公開された

FSANZ Corporate Plan published

3 September 2026

<https://www.foodstandards.gov.au/news/fsanz-corporate-plan-published>

FSANZ は、2026 - 2027 年度の事業計画を発表し、今後数年間の同機関の戦略的方向性、優先事項、及び業績評価指標を概説した。この計画は、FSANZ の活動を「食品規制システム戦略計画 2025-28」及び「2030 年ロードマップ」の戦略的成果に合致させるものである。

「世界をリードする基準、生涯にわたる安全な食品」という FSANZ のビジョンに基づき、事業計画では、食品規制システム全体にわたるパートナーとどのように連携し、安全で適切な食品と情報に基づいた消費者の選択を支援していくかを明らかにしている。

● 2026-27 年度事業計画

Corporate Plan 2026-27

31 August 2026

<https://www.foodstandards.gov.au/publications/corporate-plan-2026-27>

FSANZ の 2026-27 年度事業計画は、2026 年から 2030 年までの期間における戦略的優先事項、目標、及び事業目標を概説する。

* Corporate Plan 2026-27

https://www.foodstandards.gov.au/sites/default/files/2026-08/FSANZ%20Corporate%20Plan%202026_27.pdf

3. 食品基準通知

● Notification Circular 410-26

1 September 2026

<https://www.foodstandards.gov.au/food-standards-code/circulars/notification-circular-410-26>

官報－改訂 No.252

- ・ A1329－北部準州で養殖されたブラックリップロックオイスターの軟体動物中のカドミウムに関する ML からの除外
- ・ A1339－遺伝子組換え *Escherichia coli* BL21 株由来の 2'-FL、3'-FL、LNT、3'-SL、及び 6'-SL の乳児用調製乳製品の栄養成分としての使用
- ・ A1340－遺伝子組換え *Escherichia coli* BL21 株（遺伝子供与体：*Akkermansia muciniphila*）由来の 2'-FL の乳児用調製乳の栄養成分としての使用

新規申請と提案

- ・ A1360－*Aspergillus niger*（遺伝子供与体：*Evansstolkia leycettanus*）由来のマンナナーゼの加工助剤としての使用
- ・ A1362－*Trichoderma reesei*（遺伝子供与体：*Fusarium verticillioides*）由来のグルコアミラーゼの加工助剤としての使用

● Notification Circular 411-26

8 September 2026

<https://www.foodstandards.gov.au/food-standards-code/circulars/notification-circular-411-26>

新規申請と提案

- ・ A1361－*Fusarium commune* 由来のホスホリパーゼ A1 の加工助剤としての使用

-
- 香港政府ニュース <https://www.cfs.gov.hk/english/index.html>

Centre for Food Safety of Food and Environmental Hygiene Department, The Government of the Hong Kong Special Administrative Region の承諾を得て掲載しています。

1. プレスリリース

- CFS は包装済みの米粉サンプルから微量のホルムアルデヒドを検出した

CFS finds trace amount of formaldehyde in prepackaged rice vermicelli sample

August 29, 2026

https://www.cfs.gov.hk/english/press/20260829_12583.html

食品安全センター(CFS)は、台湾から輸入された包装済み米粉（ビーフン）サンプルから微量のホルムアルデヒドが検出されたと発表した。CFS はこの事件を引き続き調査しており、対象の製品の摂取を控えるよう市民に呼びかけている。

CFS はオンライン業者の製品からサンプルを採取し、食品監視プログラムの一環として検査した。検査結果は、サンプルから 12 ppm のホルムアルデヒドが検出された。

CFS は輸入及び小売店でホルムアルデヒド検査を強化し、最近では白菜、野菜、米粉を含む 70 以上の食品サンプルをホルムアルデヒド含有量検査のために採取した。ホルムアルデヒドで検出された米粉サンプル以外では、これまでに不適合の検査結果はない。引き続きフォローアップの対応を行っている。

さらに、CFS は 2023 年 1 月から 2026 年 7 月までに 175 以上の米粉サンプルにおいて様々な検査(ホルムアルデヒド検査を含む)を行い、すべてのサンプルが検査に合格であった。国際がん研究機関(IAEA)はホルムアルデヒドをグループ 1 発がん物質に分類しているが、吸入によるばく露に限定されている。世界保健機関(WHO)が最近発表した情報によると、ホルムアルデヒドへの経口ばく露では、発がん性はない。

今回のサンプルから検出されたホルムアルデヒドの濃度から判断すると、通常の摂取において、健康への有害影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。しかし、香港の現行法ではホルムアルデヒドは食品保存料として使用することは許可されていない。CFS は、一般の人々に信頼できるレストランや食品小売店を利用するよう勧めている。ホルムアルデヒドは水溶性で揮発性が高いため、食品の材料を十分に洗浄し調理することでリスクを低減することができる。事業者は食品の供給源に注意を払い、信頼できる供給業者からのみ入手すべきである。

- 政府が食品甘味料規則の改訂案に関する公聴会を開始する

Government launches public consultation on proposed amendments to Sweeteners in Food Regulations

September 4, 2026

https://www.cfs.gov.hk/english/press/20260904_12595.html

政府は、食品甘味料規則(Cap.132U)を改訂することを提案し、一般市民の意見を募集する。意見募集期間は2026年12月4日まで。

甘味料は、砂糖の代わりに食品に甘味を与える食品添加物である。他の食品添加物と同様に、甘味料は厳格な安全性評価を経て、食用に適していることが証明された後にのみ使用が許可される。規則は、許可された甘味料を除いて、甘味料を含む食品の販売、委託、配送、輸入を禁止規定している。

環境生態局と食品衛生署のCFSは、規則を見直し、香港の食品安全基準を更新するための改訂案を提案した。改訂案は主に、国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)によって設立されたコーデックス委員会が策定した食品添加物の一般規格を参考としている。改訂案には、多価アルコールを規制対象にし、許可甘味料リストの拡大、様々な「甘味料-食品」の組合せに対する最大許容濃度(MPL: maximum permitted levels)の設定、さらに技術的な改訂を行う。公衆衛生の保護と国際規格との調和を目指すことを目的とする。提案された改訂案は、香港、中国本土、海外の専門家からなる食品安全専門委員会によって支持されている。政府はまた、今年6月に立法評議会の食品安全・環境衛生パネルと協議を行い、概ね支持を得た。

改訂案は、食品安全の保護を強化するだけでなく、許可された甘味料のリストを拡大し、業界や消費者により多くの選択肢を提供するものである。同時に、甘味料の香港の食品安全基準と海外の規格と整合させることで、食品貿易の円滑化にも寄与する。業界及びその他の関係者に合理的な準備期間を確保するため、政府は規則改訂の補助立法のための立法手続き完了後、18か月の移行期間を設けることを提案している。

＊協議詳細

Proposed Amendments to the Sweeteners in Food Regulations (Cap. 132U)

https://www.cfs.gov.hk/english/whatsnew/whatsnew_fstr/whatsnew_fstr_Proposed_Amendments_Sweeteners_Food_Regulation.html

＊関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 13/ 2026（2026. 06. 24）

【香港政府ニュース】食品甘味料規則の改訂案

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202613c.pdf>

2. 違反情報

● 鶏卵のサンプル中の残留農薬が基準値を超過する

Pesticide residue exceeds legal limit in Chicken Egg sample

September 1, 2026

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20260901_12589.html

鶏卵のサンプルに基準値 0.02 mg/kg を超える 0.044 mg/kg のフィプロニルが検出された。

- ヘチマのサンプル中の残留農薬が基準値を超過する

Pesticide residue exceeds legal limit in loofah sample

September 7, 2026

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20260907_12601.html

ヘチマのサンプルに基準値 0.05 mg/kg を超える 0.12 mg/kg のシハロトリンが検出された。

3. リコール情報

- 台湾当局 – 統購實業有限公司が製造した油製品（コールドプレス製法の黒ごま油）について、台湾の基準に適合しないレベルのベンゾ[a]ピレンが検出されたことを受けたリコールに関する通知

The authority of Taiwan issued a notice regarding the recall of oil product (麻油車冷壓黑麻油) produced by 統購實業有限公司 due to the detection of benzo[a]pyrene at a level which is not complying with the Taiwan standard.

27 August 2026

https://www.cfs.gov.hk/english/rc/subject/files/20260827_1.pdf

- 台湾当局 – 春木製油社が製造した油製品（苦茶油）について、台湾の基準に適合しないベンゾ[a]ピレンが検出されたことを受けたリコールに関する通知

The authority of Taiwan issued a notice regarding the recall of oil product (苦茶油) produced by 春木製油 due to the detection of benzo[a]pyrene at a level which is not complying with the Taiwan standard.

31 August 2026

https://www.cfs.gov.hk/english/rc/subject/files/20260831_4.pdf

- 台湾当局 – 永利油廠有限公司が製造した油製品（特級胡麻油, 金葫蘆特級胡麻油 3L 及び好時來小磨香油 3L）について、台湾の基準に適合しないレベルのベンゾ[a]ピレンが検出されたことを受けたリコールに関する通知

The authority of Taiwan issued a notice regarding the recall of oil products (特級胡麻油, 金葫蘆特級胡麻油 3L and 好時來小磨香油 3L) produced by 永利油廠有限公司 due to the detection of benzo[a]pyrene at level which is not complying with the Taiwan standard.

2 September 2026

https://www.cfs.gov.hk/english/rc/subject/files/20260902_2.pdf

- 台湾当局 – 「金葫蘆特級胡麻油」から台湾の基準値を超えるレベルのベンゾ[a]ピレンが検出されたことを受け、台湾の永利油廠社が製造するすべての油製品の生産及び販売の停止に関する通知

The authority of Taiwan issued a notice regarding the suspension of production and sale of all oil products produced by 永利油廠 in Taiwan following to the detection of benzo[a]pyrene in 「金葫蘆特級胡麻油」 at levels which are not complying with the Taiwan standard.

8 September 2026

https://www.cfs.gov.hk/english/rc/subject/files/20260908_3.pdf

- **Rappel Conso of France** -アフラトキシン B1 及びオクラトキシン A が検出されたため、フランスの **SUNTAT** ブランドの **Paprika poudre** (パプリカパウダー製品) のリコールに関する通知

Rappel Conso of France – A notice regarding a recall of SUNTAT brand Paprika poudre paprika powder product in France due to aflatoxin B1 and ochratoxin A.

31 August 2026

https://www.cfs.gov.hk/english/rc/subject/files/20260831_2.pdf

- **Rappel Conso of France** -フランスの基準値を超えるレベルの農薬 (ヘプタクロル) が検出されたため、フランスの **MONOPRIX** ブランドの野菜製品 **LEGUMES DU SOLEIL 300G** 及び **CAROTTES COURGETTES 300G** のリコールに関する通知

Rappel Conso of France – A notice regarding a recall of MONOPRIX brand LEGUMES DU SOLEIL 300G et CAROTTES COURGETTES 300G vegetables product in France due to the detection of pesticide (heptachlor) at a level exceeding the relevant standard in France.

31 August 2026

https://www.cfs.gov.hk/english/rc/subject/files/20260831_1.pdf

- 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<https://www.mfds.go.kr/eng/index.do>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

輸入検査管理課

- 2026.8.21～2026.8.27

https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43520

- 2026.8.14～2026.8.20

https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43519

2. 食薬処、2027 年の健康機能食品の機能性原料の再評価対象 10 種を選定

食品基準課 2026-08-24

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=50289

食品医薬品安全処は 8 月 24 日、2027 年健康機能食品の原料として使用されるビルベリー一抽出物など機能性原料 10 種*を定期再評価の対象として選定・公告した。

* 告示型：ビルベリー抽出物

個別認定：UREX プロバイオティクス、凍結乾燥蚕粉末、ラクトフェリン（牛乳精製タンパク質）、プーアル茶抽出物、松葉蒸留濃縮液、ミルクプロテインエキス、PACran クランベリー抽出粉末、フィンガールート抽出粉末、カボチャ種子抽出物などの複合物

食薬処は、国民が安全な健康機能食品を消費できるように、2017 年から健康機能食品の機能性原料の再評価を毎年実施している。これまでに 91 種について再評価を実施し、その結果に基づき、原料の機能性認定の取り消し、1 日当たりの摂取量及び摂取時の注意事項などの変更が行われている。今回の定期再評価の対象は、機能性原料として認定後 10 年が経過した原料を対象に、生産実績、有害事例の報告などを総合的に再検討して選定した。2027 年は、随時再評価原料（新たな科学的事実の確認・有害事例の急増などにより再評価が必要な原料）と共に最新の科学的情報を活用し、安全性と機能性を検証する計画である。再評価結果は、食薬処ホームページ(www.mfds.go.kr)で確認できる。

3. 食薬処 - プラットフォーム協会、食品・医薬品のオンライン安全管理に向けた業務協定を締結

サイバー調査チーム 2026-08-27

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=50303

食品医薬品安全処は 8 月 27 日、3 つのプラットフォーム協会と業務協定を締結し、食品・医薬品のオンライン安全管理の推進方針や自主管理の推進成果などを共有したと発表した。

今回の業務協定は、最近の AI などの技術発展に伴う環境変化を受け、政府によるこれまでの安全管理政策の推進に加え、民間による自主管理の取り組みの必要性が強調される社会的傾向を反映し、違法流通や虚偽・誇大広告による消費者の被害を防止するための官民協力の一環として推進された。

業務協約の主な内容は、食品・医薬品などの違法流通及び虚偽・誇大広告に対する迅速な停止措置、食品・医薬品などの適切なオンライン流通及び表示・広告に関する教育・広報の実施、プラットフォーム事業者によるオンライン自主管理の推進に関する事項である。特に、プラットフォーム事業者の自主管理は、合理的な販売者制裁基準の策定、モニタリング運営能力の強化、キーワード運用を通じた違法商品の阻止、技術的フィルタリングの活用に関する 4 つの事項に重点を置き、推進していく予定である。

4. 中国産ホルムアルデヒド使用白菜、韓国への輸出は確認されなかった

輸入検査管理課 2026-08-31

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=50312

食品医薬品安全処は 8 月 31 日、「中国でホルムアルデヒドを使用した白菜」が韓国へ輸出されていないことを、駐中国大韓民国大使館を通じて確認したと明らかにした。

同処は、8 月 24 日に通関段階の検査強化措置を講じて以降、輸入通関段階において中国産白菜について輸入の都度ホルムアルデヒド検査を実施しており、白菜キムチ及び塩漬け白菜についても製造業者ごとに検査を進めている。

8 月 31 日現在、中国産白菜 15 件、白菜キムチ 124 件を検査した結果、ホルムアルデヒドは検出されなかった。

5. 国内流通中の中国産茎レタスの食用色素の緊急検査結果 8 件すべて不検出

輸入検査管理課 2026-09-08

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=50330

食品医薬品安全処は、中国の甘粛省で食用色素を使った茎レタスが流通しているという報道に関連して、国内流通中の製品 8 件を緊急回収して検査した結果、食用色素がすべて検出されなかったと明らかにした。中国では農産物に対して食用色素の使用が禁止されている。

同処は現在、中国産の茎レタスに対して通関段階検査強化措置（9 月 7 日から）を通じて食用色素の使用有無を検査中であり、緊急回収検査した 8 件以外にも国内で流通している製品を追加収集して検査している。一方、中国で食用色素を使用した茎レタスが国内に輸入されているかどうかについて、現在、駐中国大韓民国大使館を通じて確認中である。

同処は、中国の食用色素が使用された茎レタスと関連した危害情報を継続的に確認し、輸入段階だけでなく国内流通段階でも検査を強化し、国民が安心して食品を摂取できるように迅速に対応することを明らかにした。

● シンガポール食品庁（SFA : Singapore Food Agency）<https://www.sfa.gov.sg/>

1. 食品安全の未来：新たな評価手法と次世代のリスク評価の台頭

The Future of Food Safety: The Rise of New Approach Methodologies and Next Generation Risk Assessment

28 Aug 2026

<https://www.sfa.gov.sg/food-for-thought/article/detail/the-future-of-food-safety--the-rise-of-new-approach-methodologies-and-next-generation-risk-assessment>

何十年もの間、科学者たちは実験動物を使った研究に頼り、食品中の化学物質がヒトの健康にどのように影響するかを理解し、安全な摂取量の上限値を設定してきた。現在、規制当局が、食品安全における化学的ハザードがヒトに与える影響をより迅速かつ正確に評価する方法を提供する新たな科学的アプローチが登場している。

食品毒性学：食品安全の科学

食品毒性学（food toxicology）は、食品中の化学物質がヒトにどのような影響を与えるかを研究している。食品毒性学者は、物質が有害となる量を決定し、世界の食品安全基準を支える安全な摂取量と最大基準値を設定する。何十年もの間、動物実験はこの科学的根拠を作成する上で重要な役割を果たしてきた。科学者は、化学物質が実験動物に与える影響を研究し、化学物質がヒトにリスクをもたらす可能性のある量を予測する。

新たなアプローチの必要性

動物実験は確立された手法であるが、いくつかの限界点もある。第一に、動物実験は時間がかかり、リソースを大量に消費する。単一の化学物質を評価するのに数年かかり、数百万ドルの費用がかかることが多い。

次に、動物実験の結果が、ヒトにどの程度適用できるかについて懸念がある。動物の生理機能や代謝はヒトとは大きく異なることがあり、実験動物で無害と判明した物質が、ヒトの体内で同じように作用するとは限らず、逆に有害になる場合もある。

最も重要なのは、動物実験が急速に変化する世界情勢に追いついていない点である。気候変動、環境汚染、そして新たな食料源や生産システムの出現は、フードサプライチェーンに新たな潜在的な化学的ハザードをかつてない速さでもたらしている。これにより、より迅速で、よりヒトに関連性が高い代替試験法が、科学的にも規制上でも喫緊の課題となっている。

新しい評価手法(NAM)の登場

世界中で、化学物質の安全性評価において、動物実験から新しい手法へのシフトが進んでいる。このシフトの最前線は、新しい評価手法(NAM : New Approach Methodologies)と次世代リスク評価(NGRA : Next Generation Risk Assessment)である。

NAM は、科学者が動物を使用せずに毒性学的評価を行うことを可能にする現代的なツールである。NAM はヒトの生物学に基づいているため、動物モデルよりも、ヒトの健康アウトカムにより直接的に適用できる結果をもたらす。また、従来の動物実験よりも多くの化学物質を、より迅速かつ効率的にスクリーニングすることが可能になる。

NAM は、NGRA というより広い枠組みの中で併用されると最も効果的である。NGRA は複数の NAMs のデータと人々の化学物質へのばく露量や頻度に関する情報を組み合わせることで、化学物質の安全性に関するより包括的な全体像を構築する。

SFA の科学に基づく規則への取り組み

SFA は、NAM 及び NGRA に関する世界的な動向を積極的に監視し、国際的な規制当局と連携することで、シンガポールが食品毒性学及び食品安全規制における最先端であり続

けることを確実にしている。NAM 及び NGRA の規制導入に向けたシンガポールの準備を強化するため、SFA は以下の 3 つの戦略に取り組む：

- シンガポールのエコシステムにおける NAM 及び NGRA の能力構築
- 研修及び人材育成の推進
- 戦略的な国際パートナーシップの構築

これらの取り組みの一環として、SFA は 2024 年 8 月にシンガポール食品毒性学ネットワーク(SFTN : Singapore Food Toxicology Network)を共同設立し、研究者、業界パートナー、規制当局を結集し、食品毒性学における知識交換と協力を促進したシンガポールの能力強化のため、SFA はシンガポール食品研究開発(SFR : Singapore Food R&D)プログラムの食品安全に関する助成金の公募を開始し、2025 年 11 月に 6 件の NAM の開発及び妥当性確認プロジェクトに資金を提供した。

シンガポール国内だけでなく、SFA は食品及び飼料中の化学物質のリスク評価方法に関する国際連絡グループ(ILMERAC: International Liaison Group on Methods for Risk Assessment)やレギュラトリーサイエンス研究のための国際連合 (GCRSR : Global Coalition for Regulatory Science Research) といった国際機関と積極的に連携しており、ナノ粒子のリスク評価における NAMs の利用に関する欧州連合のプロジェクト「NAMs4NANO」などの国際研究プロジェクトにも参加している。

こうしたシンガポール国内の及び国際的な取り組みは、NAMs に関する強固な知識基盤を構築すること、規制面での信頼を高めること、シンガポールにおける食品毒性学の長期的な発展を支援することを目的としている。

業界と消費者にとっての意味

食品業界にとって、NAMs や NGRA は、食品原料、新規食品、食品接触材料の安全性評価を迅速化すると同時に、コスト削減にもつながる。動物実験への依存度を減らすことで、持続可能性の目標達成を支援し、消費者の信頼を高めることにもつながる。

消費者にとって、これらの評価方法は、食品の安全性を評価する上でより倫理的な方法をもたらし、食品安全基準を損なうことなく、イノベーティブな食品の市場への流通を後押しする。

今後の展望

NAMs 及び NGRA は有望な開発であり、SFA は引き続きこれらを注視していく。NAMs 及び NGRA については、規制上の安全性評価における利用に関して、さらなる妥当性確認と国際的な合意形成が必要であるが、SFA はシンガポールにおける食品の安全性を保証するため、最新の科学的知見に基づいた科学的なアプローチを引き続き推進していく。

● シンガポール保健科学庁 (HSA : Health Science Authority) <https://www.hsa.gov.sg/>

1. 食品警告

- オンラインで販売されている減量用製品に禁止成分と強力な医薬品成分が含まれていることが判明

HSA Alert: Weight Loss Product Sold Online Found to Contain Banned Substance and Potent Medicinal Ingredients

8 September 2026

<https://www.hsa.gov.sg/announcements/weight-loss-product-sold-online-banned-substance/>

シンガポール保健科学庁(HSA)は、「Dermcare weight (D30 & Sstrong Set) Daily Health Support Set」の購入や摂取について、一般市民に警告している。HSA の継続的なオンライン監視の一環として、本製品は禁止成分であるシブトラミンと 5 つの強力な医薬品成分（アミロライド、ヒドロクロロチアジド、フルオキセチン、オルリスタット、ピサコジル）を含んでいることが判明した。これらの成分の多くは処方限定医薬品又は薬局限定医薬品に含まれている。これらの成分は、不眠、頭痛、下痢、吐き気、気分の変動、心臓発作のリスクなど、様々な健康問題を引き起こす可能性がある。本製品は、減量を謳ってシンガポールの EC プラットフォームである Shopee や Lazada で販売されていた。また、本製品は、食欲抑制、デトックス、脂肪燃焼、代謝促進に役立つビタミンやシナモンなどの天然成分を含んでいると表示されていた。本製品は 4 パック入りのセットとして販売され、朝晩の服用量の指示がタイ語で印刷されていた。包装上は、販売者「Dermcare clinic」と表示され、製品名や成分リストの記載はなかった。HSA はオンラインプラットフォームと協力して本製品の掲載を削除した。

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 17/ 2026（2026. 08. 19）

[HSA] 12 歳の小児を含む 3 人の消費者が、禁止又は強力な医薬品成分を含む製品を摂取した後、深刻な有害影響を経験した

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202617c.pdf>

● その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

（食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に収載されている情報をお知らせします。）

- オランダ国立公衆衛生環境研究所(RIVM)、「物質の組み合わせによるリスク：評価手法の概要」と題する報告書を公表
- フランス公衆衛生局、仏領アンティル諸島住民のクロルデコンの体内負荷量に関して、調査「Kannari 2」の初期結果を公表
- アルゼンチン経済省農牧漁業局、耐性イネ科雑草防除のための新たな選択性除草剤をアルゼンチンが世界で初めて承認したことを公表

- スペイン食品安全栄養庁(AESAN)、インド産亜麻仁種子に含有されるシアン化水素酸に関する警告(Ref.ES2026/349)を発出
- 中国国家市場監督管理総局、食品サーベイランスとして製品 1,865 検体について実施した結果を公表

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室